

平成 28 年度
地方公共団体のグリーン購入法、環境配慮契約法及び
環境配慮促進法に関する調査結果
(環境配慮契約法に関する調査結果 抜粋版)

目次

1	調査目的	3
2	調査概要	3
2-1	調査対象と調査方法	3
2-2	調査項目	3
2-3	回答状況	4
3	調査結果	6
3-1	調達方針及び契約方針について	6
3-1-1	方針の策定及び具体的な取組(問2 - 1、問2 - 2、問2 - 3)	6
3-1-2	方針の策定状況(問2 - 1、問2 - 2、問2 - 4)	8
3-1-3	単独での方針策定の状況(問2 - 1)	10
3-1-4	環境基本計画等の策定状況及び公表状況(問2 - 2)	12
3-1-5	方針以外の具体的な取組(問2 - 3)	15
3-1-6	方針の策定見込み(問2 - 4、問2 - 6)	17
3-1-7	方針の策定条件(問2 - 5、問2 - 7)	19
3-2	環境配慮契約法に関するアンケート調査	22
3-2-1	環境配慮契約の契約案件の有無(問4 - 1)	22
3-2-2	各分野で随意契約を行っている理由(問4 - 2)	29
3-2-3	環境配慮契約の組織的取組(類型別)(問4 - 3)	35
3-2-4	自動車の購入及び賃貸借に係る環境配慮契約の方式(問4 - 4)	43
3-2-5	環境配慮契約を実施できない要因(問4 - 5)	44
3-2-6	環境配慮契約を実施する上で負担となる作業(問4 - 6)	50
3-2-7	環境配慮契約の進展に必要と思われる国の取組(問4 - 7)	51
3-2-8	環境配慮契約に際して参考になっているもの(問4 - 8)	52
3-2-9	環境配慮契約実績の把握と公表について(問4 - 9)	53
3-2-10	環境配慮契約の効果及びその定量把握(問4 - 10)	57
3-2-11	定量効果の把握における具体的な方法(問4 - 11)	59

グリーン購入法と環境配慮促進法に係る質問事項(問3 - 1～問3 - 12、問5 - 1～問5 - 9)についての調査結果は掲載していない。

H28 グリーン購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する調査結果

1 調査目的

持続的発展可能な循環型社会の構築のために、グリーン購入及び環境配慮契約を普及し拡大する上で、地方公共団体が果たす役割は大きく、一層の取組の推進が求められている。本調査は、地方公共団体におけるグリーン購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に係る取組の実施状況等を調査し、地域の実情に即した推進策を検討するための基礎資料とすることを目的として実施した。

2 調査概要

2-1 調査対象と調査方法

調査対象：全国 1,788 地方公共団体環境担当部局または調達担当部局

(47 都道府県、20 政令市、793 区市、928 町村、平成 28 年 10 月 16 日時点)

調査時期：平成 28 年 9 月 16 日～平成 28 年 10 月 17 日

調査方法：郵送にて調査票を配布し、紙の調査票を郵送で返送又はインターネット経由でダウンロードした電子調査票を E メールにより返送のあった回答を集計（一部は電話ヒアリング及び FAX での回答も含む）

2-2 調査項目

調査項目は次のとおりである。

< グリーン購入法関連 >

- ・基本方針及び調達方針等の策定状況
- ・方針策定以外の取組
- ・グリーン購入（個別品目毎も含む）の実施状況、実績及び課題
- ・グリーン購入法の調達品目以外の独自の品目及び判断基準
- ・グリーン購入による効果把握方法

< 環境配慮契約法関連 >

- ・環境配慮契約の方針策定、公表状況
- ・各契約類型の契約案件、契約割合、随契理由
- ・各契約類型の取組状況、契約実績の把握・公表
- ・環境配慮契約に当たっての阻害要因、国の施策、参考情報、効果
- ・環境配慮契約の契約類型以外の実施契約、追加検討すべき契約等

< 環境配慮促進法関連 >

- ・環境配慮等の実施状況及び公表状況
- ・環境に配慮した事業活動の促進施策

表 1 . アンケート調査の設問項目

問番号	設問	問番号	設問
問 2-1	方針の単独での策定状況	問 4-4	自動車の契約方針
問 2-2	環境基本計画等の策定状況	問 4-5	環境配慮契約を実施する上での課題
問 2-3	方針策定以外の具体的な取組	問 4-6	環境配慮契約の作業負担
問 2-4 問 2-6	方針の今後の策定予定	問 4-7	環境配慮契約の進展に必要なと思われる国の取り組み
問 2-5 問 2-7	方針策定に必要なとされる条件	問 4-8	環境配慮契約に際して参考にしているもの
問 3-1	グリーン購入の組織的取組状況	問 4-9	契約実績の把握と公表
問 3-2	グリーン購入を実施できない要因	問 4-10	環境配慮契約の効果及びその定量把握
問 3-3	グリーン購入の作業負担	問 4-11	定量効果の把握における具体的な方法
問 3-4	グリーン購入を実施する上での課題	問 4-12	契約類型 6 分野以外の環境配慮契約、追加検討すべき契約等
問 3-5	グリーン購入に際して参考にしているもの	問 4-13	環境配慮契約全般に関する意見や要望等
問 3-6	判断基準を満たした物品等の購入状況	問 5-1	環境配慮促進法に基づく情報の公表状況
問 3-7	グリーン購入法の対象品目以外で実施している品目及び判断の基準	問 5-2	環境配慮促進法に基づく情報の公表手段
問 3-8	調達実績の把握と公表	問 5-3	情報公表に当たっての課題
問 3-9	調達実績の集計方法	問 5-4	調達対象事業者への考慮状況
問 3-10	グリーン購入の効果及びその定量把握	問 5-5	調達対象事業者に対して考慮しているもの
問 3-11	定量効果の把握における具体的な方法	問 5-6	調達対象事業者に対する入札時の対応
問 3-12	グリーン購入全般に関する意見や要望等	問 5-7	調達対象事業者の考慮による効果
問 4-1	環境配慮契約の契約案件及び契約割合	問 5-8	調達対象事業者を考慮する上で重要な視点
問 4-2	各分野で随意契約を行っている理由	問 5-9	事業者に対して行っている施策
問 4-3	環境配慮契約の組織的取組状況		

2-3 回答状況

地方公共団体の規模別及び都道府県別の回答数及び回答率は次の表のとおりである。

表 2 . 地方公共団体の分類別回答率

地方公共団体	調査票発送数	回答数	回答率(前年度比)
都道府県・政令市	67	67	100% (0.0%)
区市	793	781	98.4% (1.2%増)
町村	928	872	93.9% (0.3%減)
合計	1,788	1,720	96.1% (0.3%増)

表3.都道府県別回答状況

都道府県	団体分類	調査票 送付数	回答数	回答率
北海道	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	34	34	100%
	町村	144	141	98%
	合計	180	177	98%
青森県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	10	10	100%
	町村	30	29	97%
	合計	41	40	98%
岩手県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	14	14	100%
	町村	19	17	89%
	合計	34	32	94%
宮城県	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	12	11	92%
	町村	22	21	95%
	合計	36	34	94%
秋田県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	13	13	100%
	町村	12	10	83%
	合計	26	24	92%
山形県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	13	13	100%
	町村	22	19	86%
	合計	36	33	92%
福島県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	13	13	100%
	町村	46	42	91%
	合計	60	56	93%
茨城県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	32	30	94%
	町村	12	11	92%
	合計	45	42	93%
栃木県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	14	14	100%
	町村	11	11	100%
	合計	26	26	100%
群馬県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	12	12	100%
	町村	23	22	96%
	合計	36	35	97%
埼玉県	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	39	39	100%
	町村	23	23	100%
	合計	64	64	100%
千葉県	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	36	36	100%
	町村	17	16	94%
	合計	55	54	98%
東京都	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	49	49	100%
	町村	13	13	100%
	合計	63	63	100%
神奈川県	都道府県、政令市	4	4	100%
	区市	16	16	100%
	町村	14	13	93%
	合計	34	33	97%
新潟県	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	19	19	100%
	町村	10	8	80%
	合計	31	29	94%
富山県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	10	9	90%
	町村	5	5	100%
	合計	16	15	94%
石川県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	11	11	100%
	町村	8	8	100%
	合計	20	20	100%
福井県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	9	9	100%
	町村	8	8	100%
	合計	18	18	100%
山梨県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	13	13	100%
	町村	14	12	86%
	合計	28	26	93%
長野県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	19	19	100%
	町村	58	52	90%
	合計	78	72	92%
岐阜県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	21	21	100%
	町村	21	19	90%
	合計	43	41	95%
静岡県	都道府県、政令市	3	3	100%
	区市	21	20	95%
	町村	12	12	100%
	合計	36	35	97%
愛知県	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	37	36	97%
	町村	16	16	100%
	合計	55	54	98%
三重県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	14	14	100%
	町村	15	13	87%
	合計	30	28	93%
滋賀県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	13	13	100%
	町村	6	6	100%
	合計	20	20	100%
京都府	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	14	14	100%
	町村	11	10	91%
	合計	27	26	96%
大阪府	都道府県、政令市	3	3	100%
	区市	31	31	100%
	町村	10	10	100%
	合計	44	44	100%
兵庫県	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	28	28	100%
	町村	12	11	92%
	合計	42	41	98%
奈良県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	12	12	100%
	町村	27	25	93%
	合計	40	38	95%
和歌山県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	9	9	100%
	町村	21	20	95%
	合計	31	30	97%
鳥取県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	4	4	100%
	町村	15	14	93%
	合計	20	19	95%
島根県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	8	8	100%
	町村	11	9	82%
	合計	20	18	90%
岡山県	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	14	14	100%
	町村	12	11	92%
	合計	28	27	96%
広島県	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	13	12	92%
	町村	9	9	100%
	合計	24	23	96%
山口県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	13	12	92%
	町村	6	6	100%
	合計	20	19	95%
徳島県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	8	8	100%
	町村	16	15	94%
	合計	25	24	96%
香川県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	8	8	100%
	町村	9	9	100%
	合計	18	18	100%
愛媛県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	11	11	100%
	町村	9	9	100%
	合計	21	21	100%
高知県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	11	10	91%
	町村	23	22	96%
	合計	35	33	94%
福岡県	都道府県、政令市	3	3	100%
	区市	26	25	96%
	町村	32	32	100%
	合計	61	60	98%
佐賀県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	10	9	90%
	町村	10	10	100%
	合計	21	20	95%
長崎県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	13	13	100%
	町村	8	7	88%
	合計	22	21	95%
熊本県	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	13	13	100%
	町村	31	29	94%
	合計	46	44	96%
大分県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	14	14	100%
	町村	4	4	100%
	合計	19	19	100%
宮崎県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	9	9	100%
	町村	17	17	100%
	合計	27	27	100%
鹿児島県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	19	18	95%
	町村	24	23	96%
	合計	44	42	95%
沖縄県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	11	11	100%
	町村	30	23	77%
	合計	42	35	83%
全体	都道府県、政令市	67	67	100%
	区市	793	781	98%
	町村	928	872	94%
	合計	1788	1720	96%

3 調査結果

3-1 調達方針及び契約方針について

3-1-1 方針の策定及び具体的な取組（問2 - 1、問2 - 2、問2 - 3）

グリーン購入

グリーン購入法の調達方針の策定においては、「単独で策定している」は27.2%であり、「調達方針以外（環境基本計画や要綱等）に位置付けている」を合わせると53.7%であった。「なんらかの文書で取り組んでいる」6.0%を含めると、全体の約6割がグリーン購入に係る取組を規定している。

規模別では、都道府県・政令市では100.0%、区市39.2%、町村10.8%が単独で策定している。方針未策定団体（区市及び町村）に対する取組促進が必要である。

表4.グリーン購入の調達方針の策定及び具体的な取組

団体分類	件数	単独で調達方針	調達方針以外	なんらかの文書で取組	取組を定めていない	無回答
合計	1720	467	455	104	694	-
	100.0	27.2	26.5	6.0	40.3	-
都道府県、政令市	67	67	-	-	-	-
	100.0	100.0	-	-	-	-
区市	781	306	263	47	165	-
	100.0	39.2	33.7	6.0	21.1	-
町村	872	94	192	57	529	-
	100.0	10.8	22.0	6.5	60.7	-

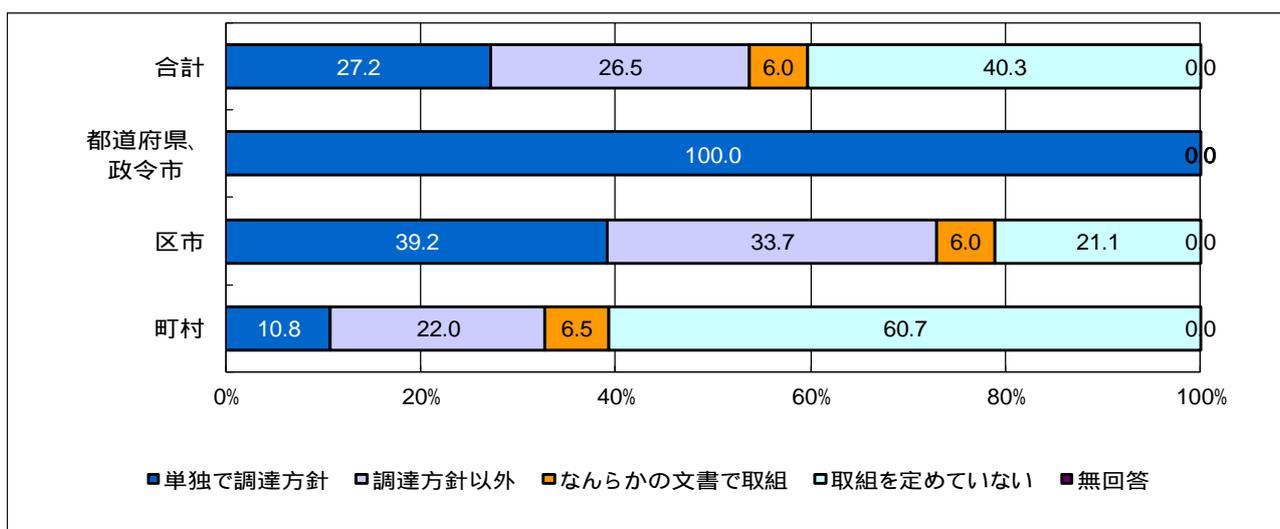


図1.グリーン購入の調達方針の策定及び具体的な取組

環境配慮契約

環境配慮契約の方針策定においては、「単独で策定している」は全体の5.6%であり、「調達方針以外（環境基本計画や要綱等）に位置付けている」を合わせると13.3%であった。「何らかの文書で取組」4.0%を含めると、全体の約17%が環境配慮契約に係る取組を規定している。

規模別では、都道府県・政令市40.3%が環境配慮契約に取り組んでいるものの、約6割は取り組んでいない。区市及び町村においても方針の策定率が低いことから、全体として、方針未策定団体に対して取組を促す必要がある。

表5.環境配慮契約の方針策定及び具体的な取組

団体分類	件数	単独で調達方針	調達方針以外	なんらかの文書で取組	取組を定めていない	無回答
合計	1720	96	132	69	1423	-
	100.0	5.6	7.7	4.0	82.7	-
都道府県、政令市	67	22	5	3	37	-
	100.0	32.8	7.5	4.5	55.2	-
区市	781	56	84	36	605	-
	100.0	7.2	10.8	4.6	77.5	-
町村	872	18	43	30	781	-
	100.0	2.1	4.9	3.4	89.6	-

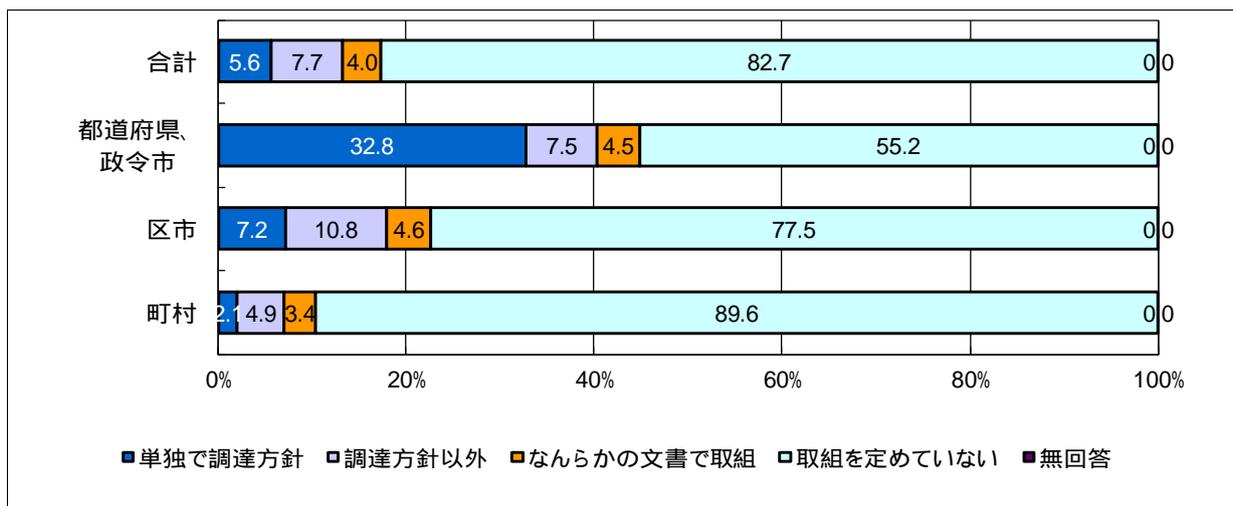


図2.環境配慮契約の方針策定及び具体的な取組

3-1-2 方針の策定状況（問2 - 1、問2 - 2、問2 - 4）

グリーン購入

グリーン購入調達方針の「策定済み」及び「今後策定予定」は全体の53.8%を占めており、規模別では、都道府県・政令市100.0%、区市73.0%、町村33.1%となっている。過去5年の調達方針の策定団体数の経年変化を見ると、ほぼ横ばい傾向となっていることがわかる。

表6. グリーン購入の調達方針の策定状況

団体分類	件数	策定済み	今後策定予定	具体的な予定はないが今後策定したい	策定予定なし	無回答
全体	1720	922	4	164	587	43
	100.0	53.6	0.2	9.5	34.1	2.5
都道府県、政令市	67	67	-	-	-	-
	100.0	100.0	-	-	-	-
区市	781	569	1	51	145	15
	100.0	72.9	0.1	6.5	18.6	1.9
町村	872	286	3	113	442	28
	100.0	32.8	0.3	13.0	50.7	3.2

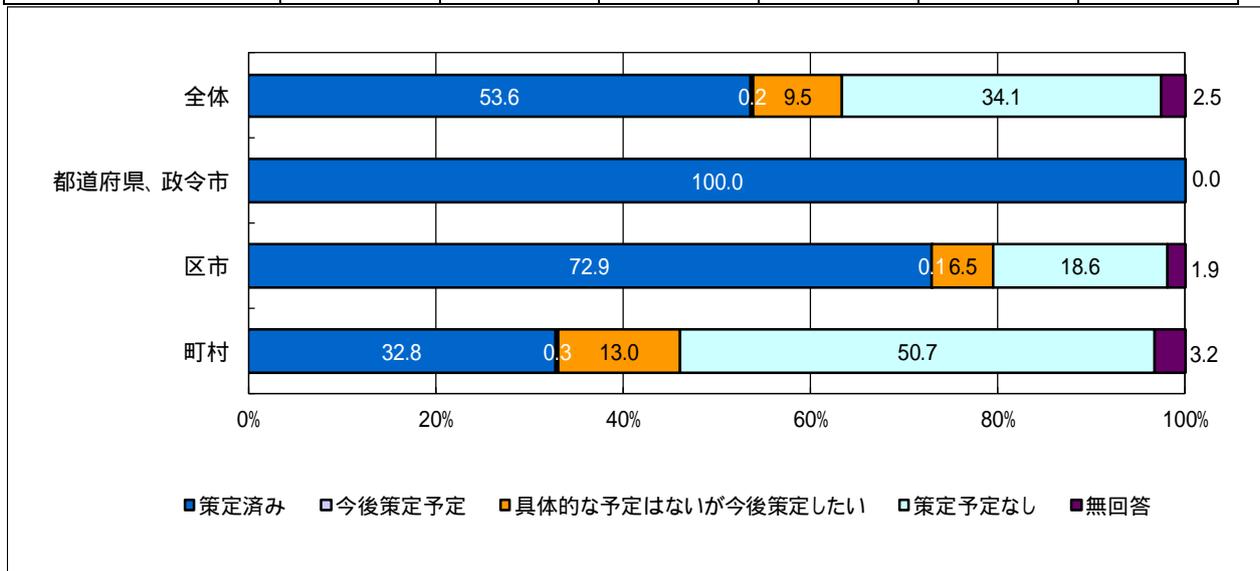


図3. 調達方針の策定状況

表7. 単独での調達方針策定済み団体数の推移

	H28	H27	H26	H25	H24
策定済み団体数	467	462	458	427	456

環境配慮契約

環境配慮契約方針の「単独策定」及び「環境基本計画等の他計画等に位置付け」は全体の13.3%を占めており、契約方針の策定団体数は微増ながらも年々増加している。規模別では、都道府県・政令市40.3%、区市17.9%、町村7.0%で、規模が大きいほど契約方針の策定が進んでいる状況となっている。

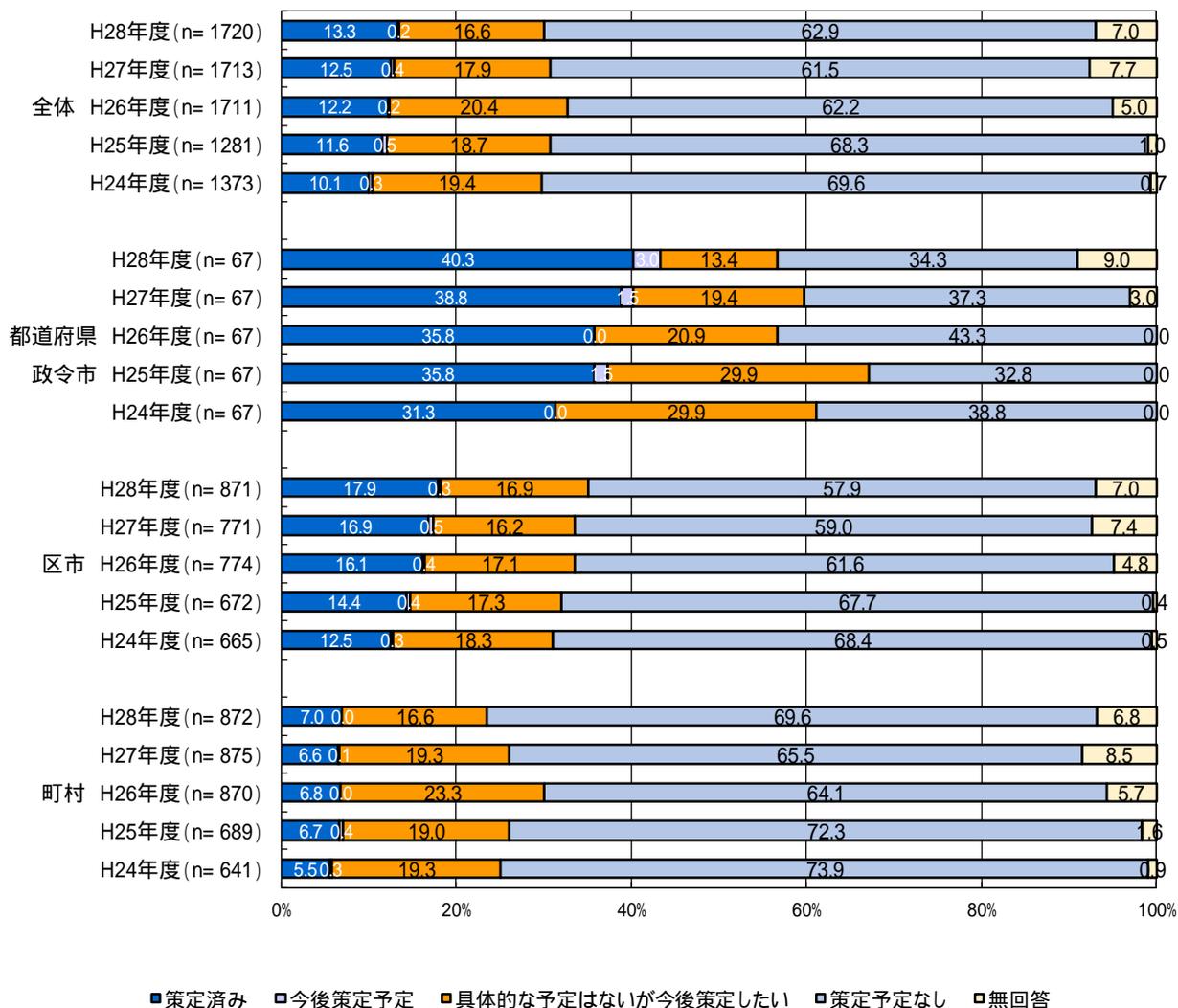


図4. 環境配慮契約方針の策定状況

3-1-3 単独での方針策定の状況（問2 - 1）

グリーン購入

グリーン購入単独での調達方針は、全体の27.2%が策定している。都道府県・政令市では100.0%、区市39.2%、町村10.8%が単独策定している。

表8.グリーン購入の単独での方針策定

団体分類	件数	単独で調達方針を策定している	単独で調達方針を策定していない	無回答
合計	1720	467	1244	9
	100.0	27.2	72.3	0.5
都道府県、政令市	67	67	-	-
	100.0	100.0	-	-
区市	781	306	474	1
	100.0	39.2	60.7	0.1
町村	872	94	770	8
	100.0	10.8	88.3	0.9

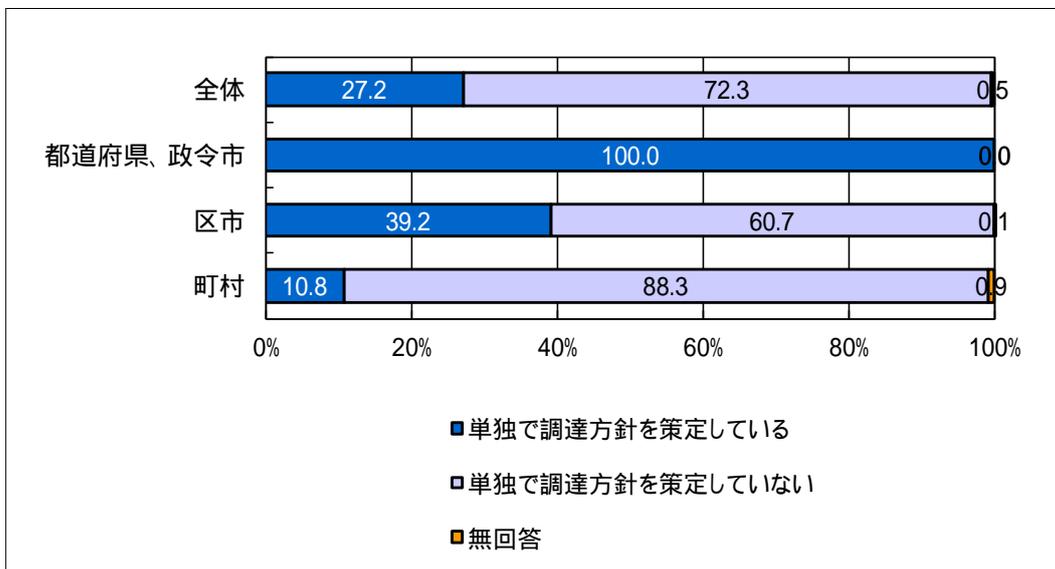


図5.グリーン購入単独での方針策定

環境配慮契約

環境配慮契約単独での方針策定は、全体の5.6%にとどまる。都道府県・政令市では32.8%が単独策定しているものの、区市では7.2%、町村2.1%であり、ほとんどが単独では策定していない。また、エリア別に分析したところ、東京都が最も多く、神奈川県、埼玉県、千葉県の間東エリア、兵庫県、大阪府、奈良県、京都府などの関西エリアを中心に策定されている。

表9.環境配慮契約の単独での方針策定

団体分類	件数	単独で契約方針を策定している	単独で契約方針を策定していない	無回答
合計	1720	96	1605	19
	100.0	5.6	93.3	1.1
都道府県、政令市	67	22	45	-
	100.0	32.8	67.2	-
区市	781	56	716	9
	100.0	7.2	91.7	1.2
町村	872	18	844	10
	100.0	2.1	96.8	1.1

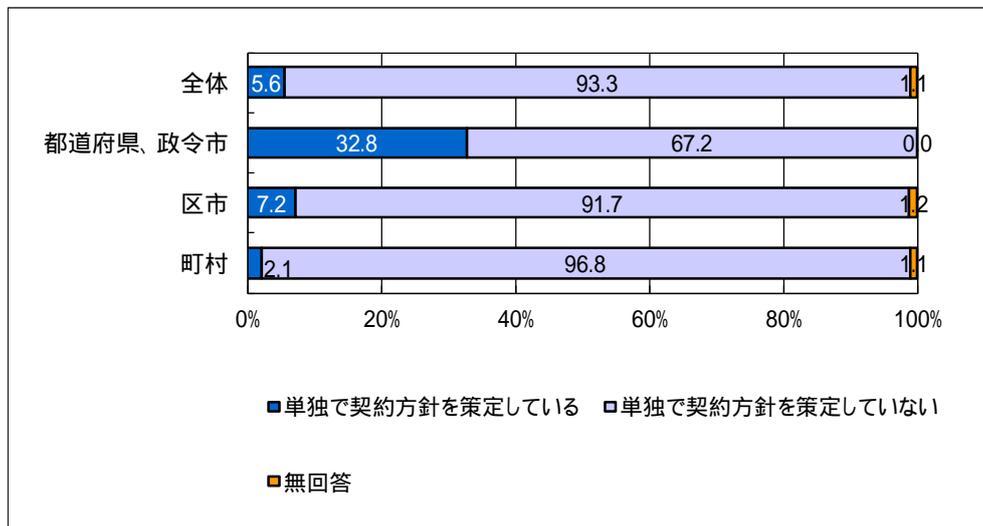


図6.環境配慮契約単独での方針策定

3-1-4 環境基本計画等の策定状況及び公表状況（問2 - 2）

策定状況及び方針の位置付け

単独での方針策定以外に「環境基本計画や要綱等を方針として位置付けている」ものとして、最も多かったのは、「地球温暖化防止に資する計画」が66.5%、「環境施策の基本となる計画」が50.9%となっている。地球温暖化防止に資する計画の中で、「グリーン購入に関連する取組を定めている」と回答したのは664団体、「環境配慮契約に関連する取組を定めている」では124団体であった。

表10. 環境基本計画等の策定状況

策定状況	件数	有	無	無回答
環境施策の基本となる計画	1720	876	804	40
	100.0	50.9	46.7	2.3
環境マネジメントシステム	1720	368	1294	58
	100.0	21.4	75.2	3.4
地球温暖化防止に資する計画	1720	1144	546	30
	100.0	66.5	31.7	1.7
循環型社会形成に資する計画	1720	413	1236	71
	100.0	24.0	71.9	4.1
その他	1720	23	430	1267
	100.0	1.3	25.0	73.7

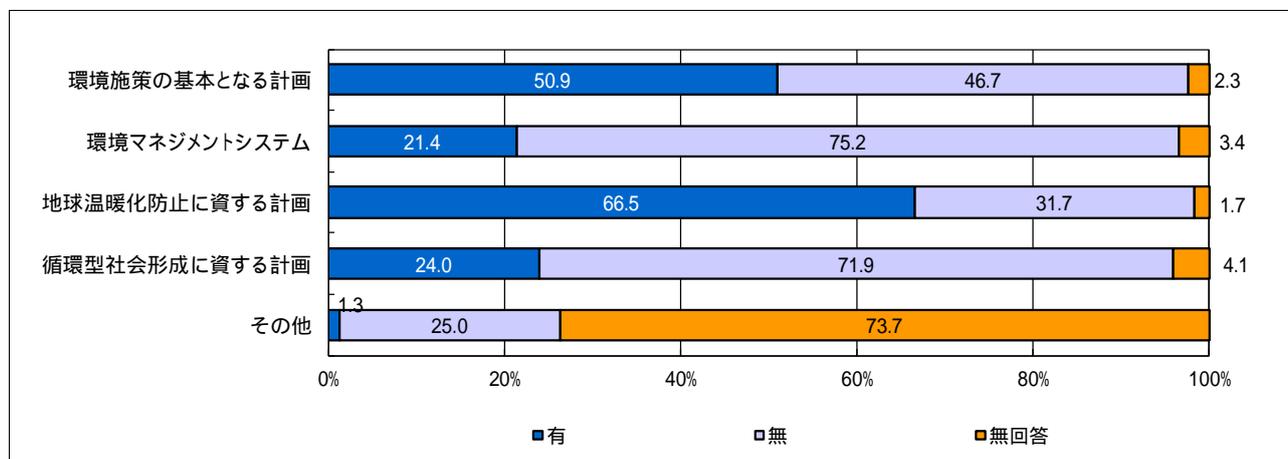


図7. 環境基本計画等の策定状況

表 1.1. 環境基本計画等におけるグリーン購入の位置付け

団体分類	策定状況「有」の件数	環境施策の基本となる計画	環境マネジメントシステム	地球温暖化防止に資する計画	循環型社会形成に資する計画	その他	無回答
合計	1301 100.0	400 30.7	251 19.3	664 51.0	80 6.1	9 0.7	499 38.4
都道府県、政令市	67 100.0	47 70.1	46 68.7	53 79.1	35 52.2	2 3.0	6 9.0
区市	724 100.0	296 40.9	181 25.0	398 55.0	41 5.7	4 0.6	225 31.1
町村	510 100.0	57 11.2	24 4.7	213 41.8	4 0.8	3 0.6	268 52.5

問 2 - 2 は複数回答が可能な設問であり、表中の率の数字は「回答数/調査対象地方公共団体数」で算出している。

表 1.2. 環境基本計画等における環境配慮契約の位置付け

団体分類	策定状況「有」の件数	環境施策の基本となる計画	環境マネジメントシステム	地球温暖化防止に資する計画	循環型社会形成に資する計画	グリーン購入の調達方針	その他	無回答
合計	1320 100.0	55 4.2	35 2.7	124 9.4	10 0.8	29 2.2	4 0.3	1142 86.5
都道府県、政令市	67 100.0	6 9.0	6 9.0	14 20.9	2 3.0	9 13.4	2 3.0	45 67.2
区市	727 100.0	39 5.4	29 4.0	72 9.9	5 0.7	17 2.3	2 0.3	618 85.0
町村	526 100.0	10 1.9	-	38 7.2	3 0.6	3 0.6	-	479 91.1

問 2 - 2 は複数回答が可能な設問であり、表中の率の数字は「回答数/調査対象地方公共団体数」で算出している。

公表状況

環境基本計画等の公表状況は、「環境施策の基本となる計画」が最も高く 90.2%、「地球温暖化防止に資する計画」が 74.7%、「循環型社会形成に資する計画」が 61.5%となっている。

表 1 3 . 環境基本計画等の公表状況

団体分類	件数	有	無	無回答
環境施策の基本となる計画	876	790	57	29
	100.0	90.2	6.5	3.3
環境マネジメントシステム	368	272	75	21
	100.0	73.9	20.4	5.7
地球温暖化防止に資する計画	1144	854	216	74
	100.0	74.7	18.9	6.5
循環型社会形成に資する計画	413	254	113	46
	100.0	61.5	27.4	11.1
その他	23	15	5	3
	100.0	65.2	21.7	13.0

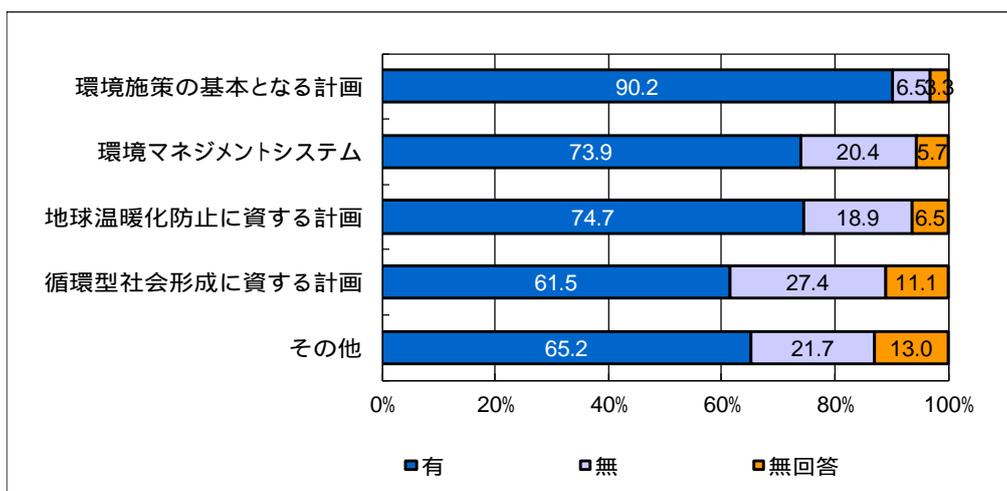


図 8 . 環境基本計画等の公表状況

3-1-5 方針以外の具体的な取組（問2 - 3）

グリーン購入

方針以外の具体的な取組としては、「各部署へ通知や通達等の送付」25.6%、「体制や手順を定めて実施」13.5%があげられる。都道府県・政令市では92.5%が「各部署へ通知や通達等の送付」、44.8%が「体制や手順を定めて実施」を行っている。

表14. 方針以外の具体的な取組（グリーン購入）

団体分類	件数	調達・契約に関わる文書に具体的な取組を定めている	体制や手順を定めて実施	各部署へ通知や通達等を送付	担当を各部署に選任	職員への研修会等を開催	その他	特に実施していない	無回答
合計	1720	185	232	440	144	116	110	910	82
	100.0	10.8	13.5	25.6	8.4	6.7	6.4	52.9	4.8
都道府県、政令市	67	24	30	62	13	18	4	-	-
	100.0	35.8	44.8	92.5	19.4	26.9	6.0	-	-
区市	781	129	166	280	103	89	56	296	27
	100.0	16.5	21.3	35.9	13.2	11.4	7.2	37.9	3.5
町村	872	32	36	98	28	9	50	614	55
	100.0	3.7	4.1	11.2	3.2	1.0	5.7	70.4	6.3

問2 - 3は複数回答が可能な設問であり、表中の率の数字は「回答数/調査対象地方公共団体数」で算出している。

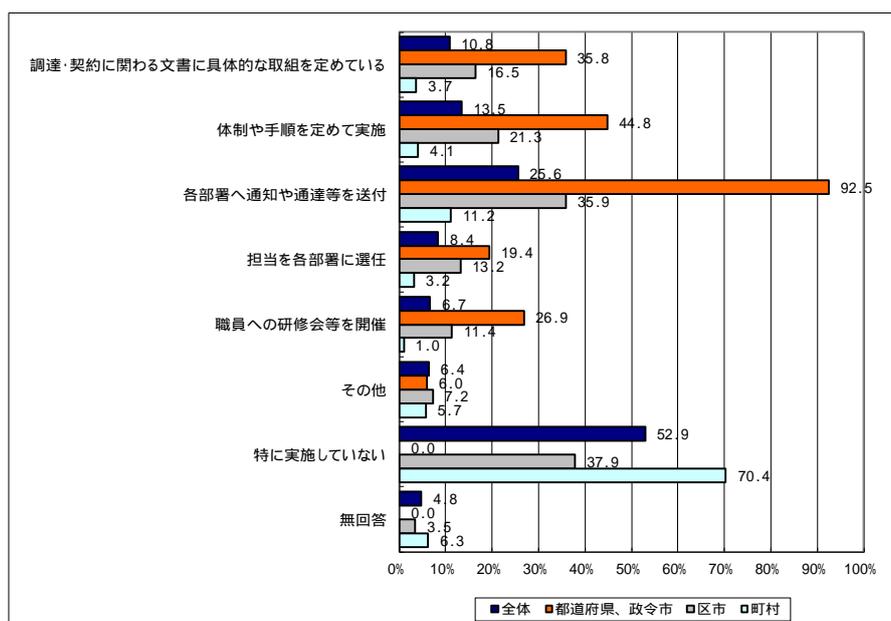


図9. 方針以外の具体的な取組（グリーン購入）

環境配慮契約

契約方針以外の具体的な取組としては、「各部署へ通知や通達等を送付」6.0%、「契約に関わる文書に具体的な取組を定めている」3.8%があげられる。都道府県・政令市では31.3%が「各部署へ通知や通達等を送付」を行っている。

今後、これらの取組が継続し発展していくためには、通達等の取組の根拠を明確にし、関係部局が方針を策定、あるいは既存の計画等に位置づけていく事が期待される。

表 1 5 . 方針以外の具体的な取組（環境配慮契約）

団体分類	件数	調達・契約に関わる文書に具体的な取組を定めている	体制や手順を定めて実施	各部署へ通知や通達等を送付	担当を各部署に選任	職員への研修会等を開催	その他	特に実施していない	無回答
合計	1720	66	40	104	20	20	34	1130	399
	100.0	3.8	2.3	6.0	1.2	1.2	2.0	65.7	23.2
都道府県、政令市	67	11	6	21	2	5	4	16	23
	100.0	16.4	9.0	31.3	3.0	7.5	6.0	23.9	34.3
区市	781	47	28	56	15	13	21	452	213
	100.0	6.0	3.6	7.2	1.9	1.7	2.7	57.9	27.3
町村	872	8	6	27	3	2	9	662	163
	100.0	0.9	0.7	3.1	0.3	0.2	1.0	75.9	18.7

問 2 - 3 は複数回答が可能な設問であり、表中の率の数字は、「回答数/調査対象地方公共団体数」で算出している。

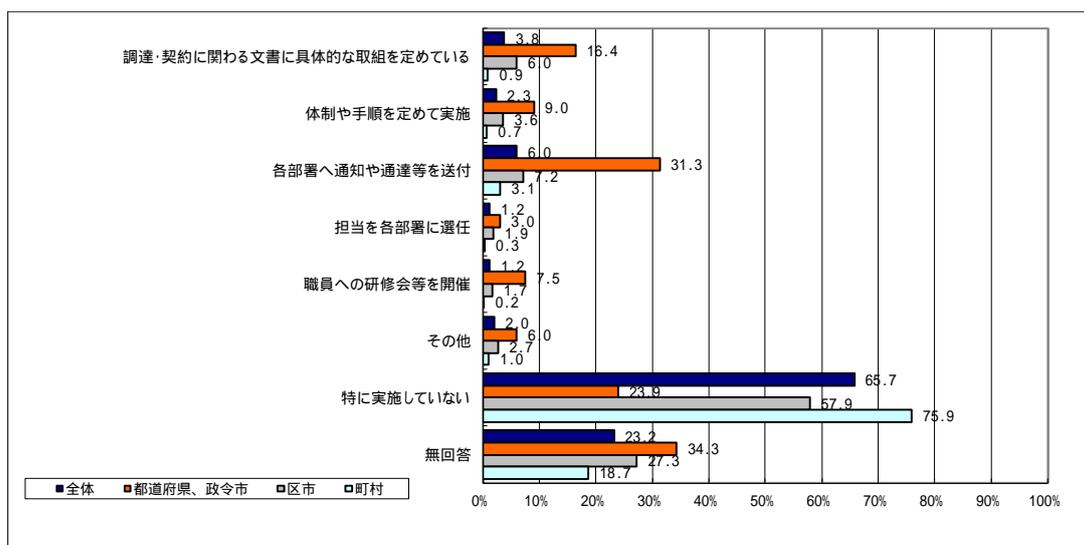


図 1 0 . 方針以外の具体的な取組（環境配慮契約）

3-1-6 方針の策定見込み（問2 - 4、問2 - 6）

グリーン購入

調達方針等を策定していないと回答した798団体（都道府県、政令市は該当なし）のうち、「今後、策定予定」は0.5%にとどまった。「具体的な策定予定はないが今後策定したい」を合わせると21.1%になるものの、「策定予定なし」が73.6%と高く、区市でも約7割が策定を予定していないことは課題としてあげられる。

表16. 調達方針の策定見込み（グリーン購入）

団体分類	件数	今後、策定予定	具体的な策定予定はないが、今後策定したい	策定予定なし	無回答
合計	798	4	164	587	43
	100.0	0.5	20.6	73.6	5.4
都道府県、政令市	-	-	-	-	-
区市	212	1	51	145	15
	100.0	0.5	24.1	68.4	7.1
町村	586	3	113	442	28
	100.0	0.5	19.3	75.4	4.8

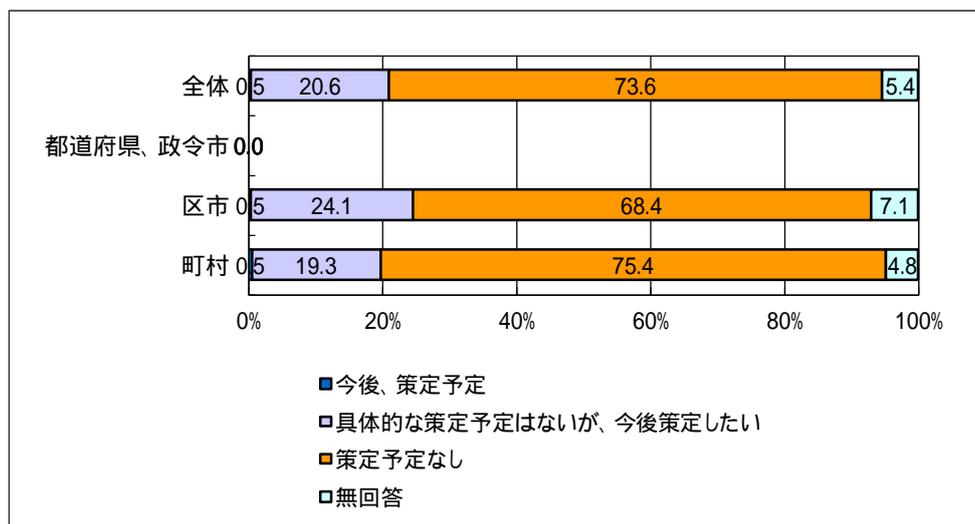


図11. 調達方針の策定見込み（グリーン購入）

環境配慮契約

契約方針等を策定していないと回答した1,492団体のうち、「今後、策定予定」は0.3%にとどまった。都道府県・政令市では40団体が策定しておらず、「今後、策定予定」5%、「具体的な策定予定はないが、今後策定したい」22.5%となっている。方針策定に向けた動機付けと支援が必要と考えられる。

表 1 7 . 契約方針の策定見込み (環境配慮契約)

団体分類	件数	今後、策定予定	具体的な策定予定はないが、今後策定したい	策定予定なし	無回答
合計	1492	4	286	1082	120
	100.0	0.3	19.2	72.5	8.0
都道府県、政令市	40	2	9	23	6
	100.0	5.0	22.5	57.5	15.0
区市	641	2	132	452	55
	100.0	0.3	20.6	70.5	8.6
町村	811	-	145	607	59
	100.0	-	17.9	74.8	7.3

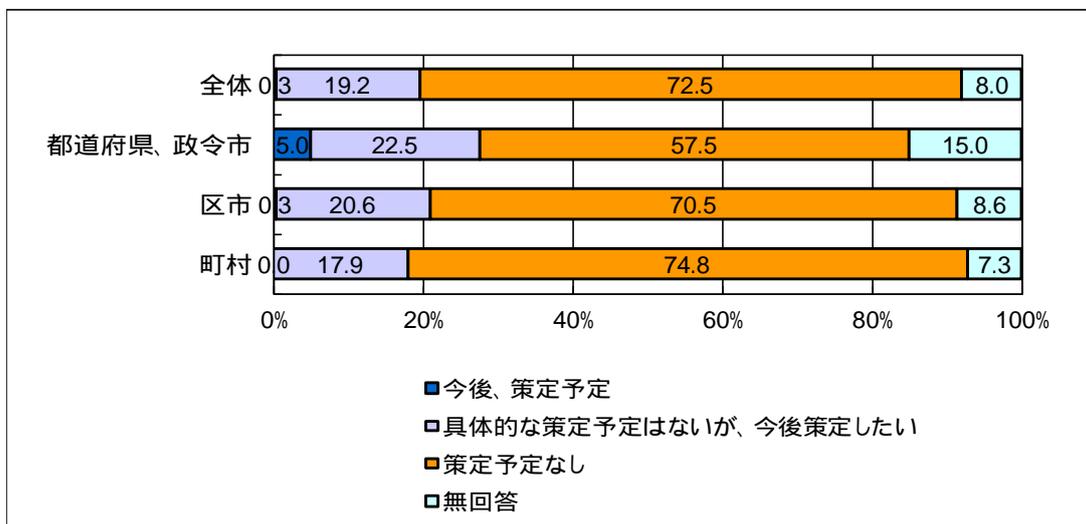
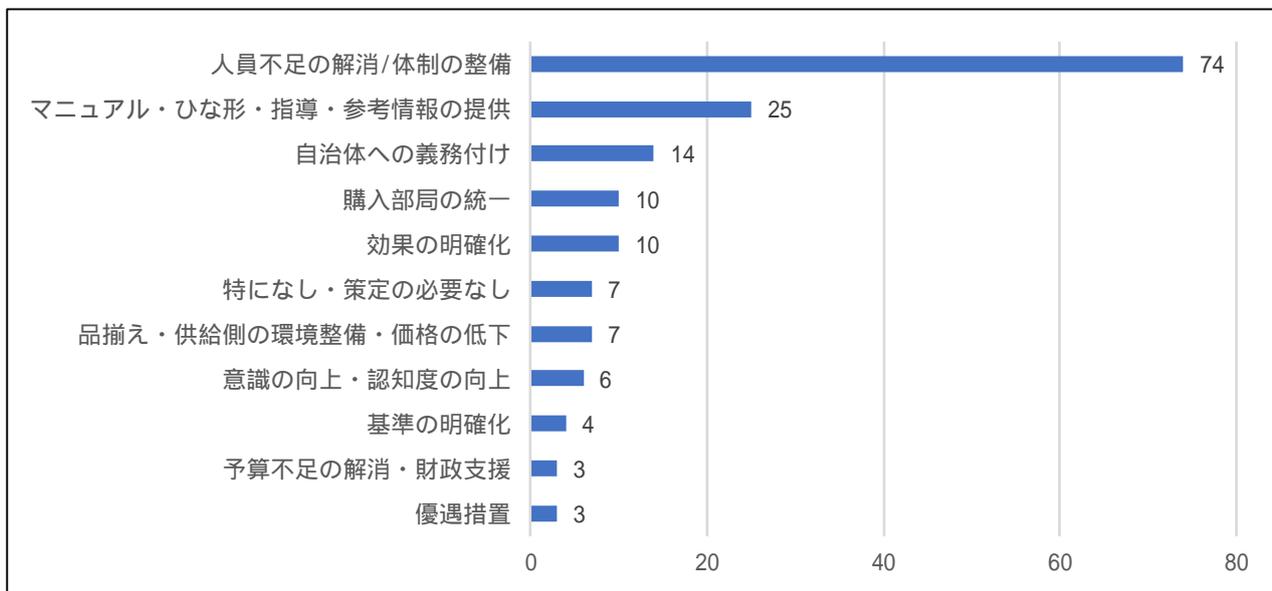


図 1 2 . 契約方針の策定見込み (環境配慮契約)

3-1-7 方針の策定条件（問2 - 5、問2 - 7）

グリーン購入

調達方針を策定するための条件として、「人員不足の解消/体制の整備」をあげる団体が74団体と一番多く、「マニュアルやひな形・指導・参考情報」が25団体あった。「自治体への義務付け」が14団体あり、以下「購入部局の統一」と「効果の明確化」と続く。



数値は団体数

図13. 調達方針の策定条件

環境配慮契約

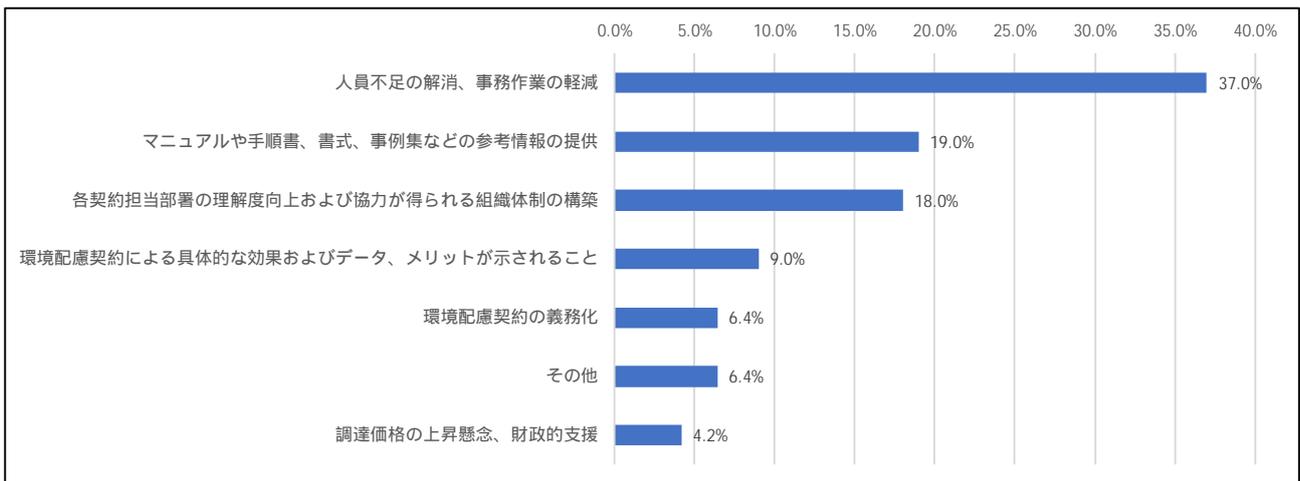
契約方針を策定する上で、「人員不足の解消、事務作業の軽減」、「マニュアルや手順書、書式、事例集などの参考情報の提供」が必要という回答が多い。

規模別では、区市や町村は主に「人員不足の解消、事務作業の軽減」を、都道府県・政令市では「各契約担当部署の理解度向上及び協力が得られる組織体制の構築」が挙げられる。

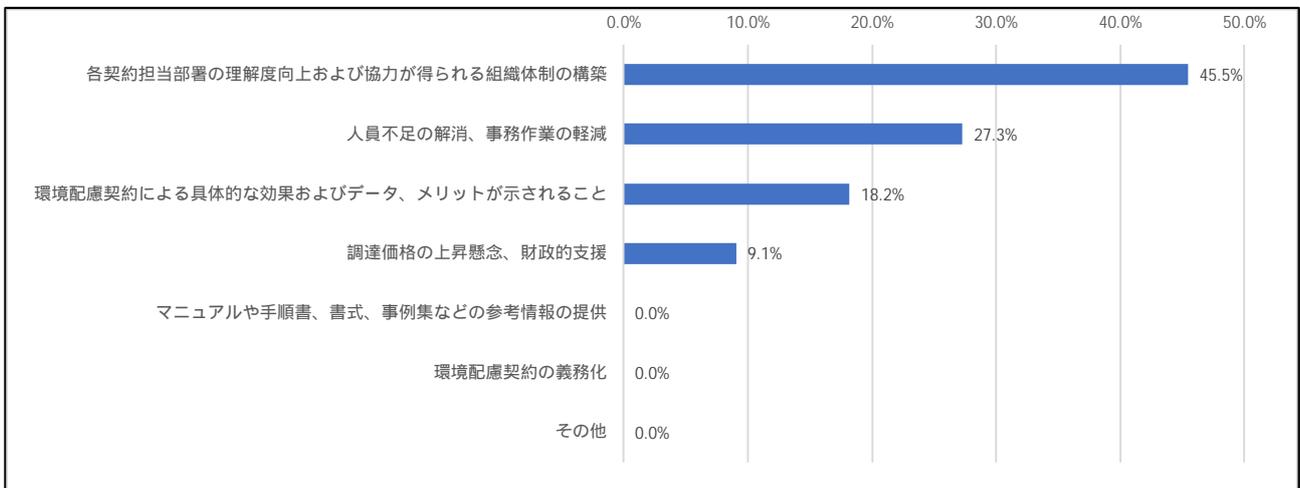
表 18 . 環境配慮契約法

	件数	人員不足の解消、事務作業の軽減	マニュアルや手順書、書式、事例集などの参考情報の提供	各契約担当部署の理解度向上および協力が得られる組織体制の構築	環境配慮契約による具体的な効果およびデータ、メリットが示されること	環境配慮契約の義務化	その他	調達価格の上昇懸念、財政的支援
全国	311	115	59	56	28	20	20	13
都道府県・政令市	11	3	0	5	2	0	0	1
区市	139	47	30	26	16	10	4	6
町村	161	65	29	25	10	10	16	6

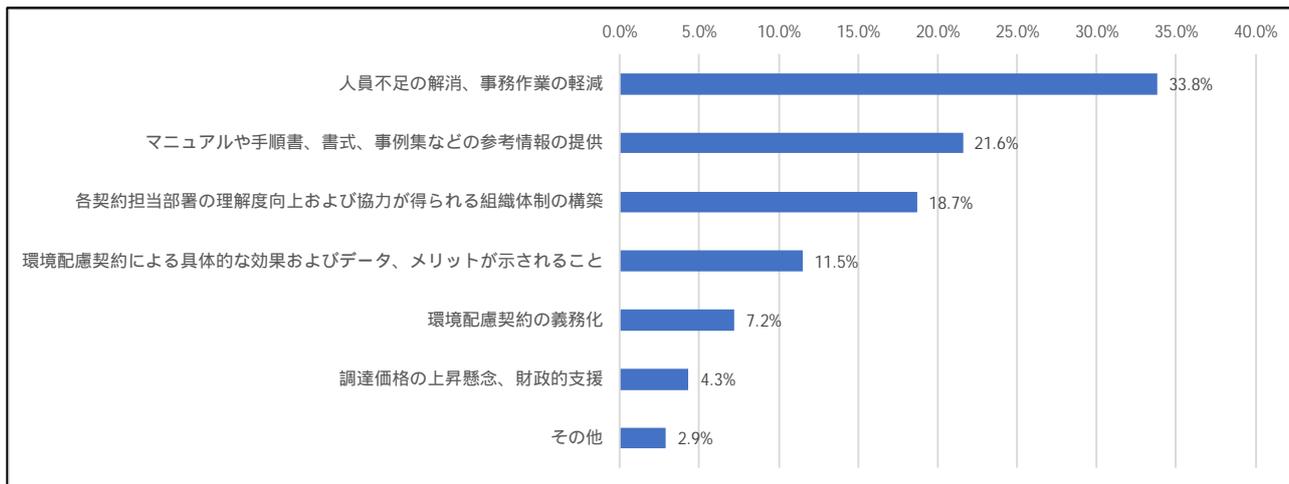
全国



都道府県・政令市



区市



町村

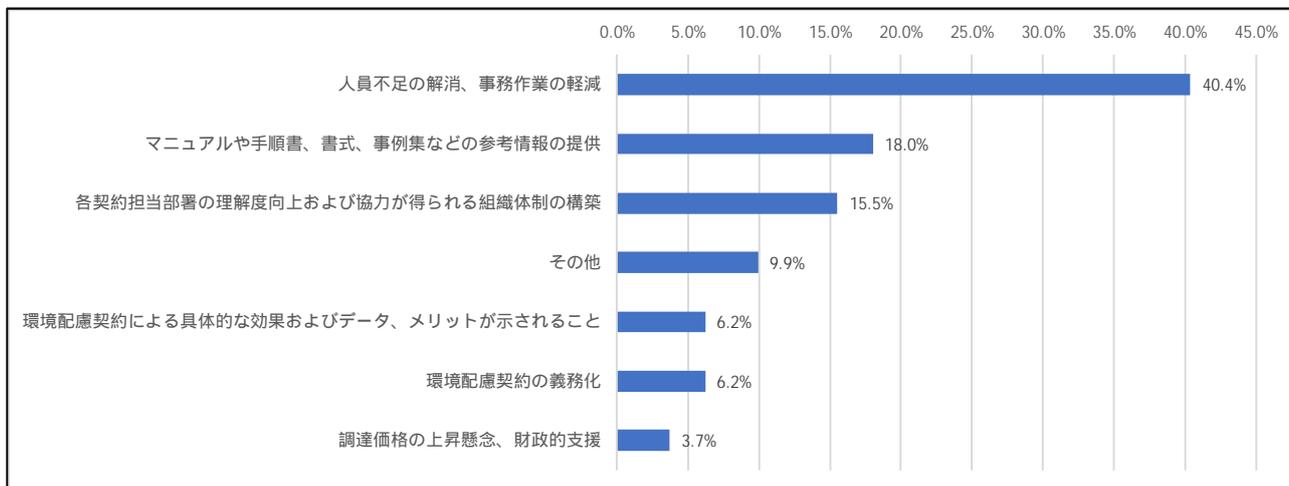


図 1 4 . 契約方針の策定条件

3-2 環境配慮契約法に関するアンケート調査

3-2-1 環境配慮契約の契約案件の有無（問4 - 1）

環境配慮契約の有無にかかわらず、平成27年度に当該類型での契約案件があったと回答した地方公共団体は、自動車購入及び賃貸借 64.2%、建築物設計 59.3%、産業廃棄物処理は 40.7%、ESCO 事業及び船舶供給調達はほとんど契約案件がない状況となっている。

なお、電気供給の契約がある団体は 42.7%にとどまり、約半数は「契約案件無し」と回答している。これは長期継続契約や契約自動更新が含まれ、平成27年度には契約行為がない状況（年度ごとの財務負担行為は実施）を反映していることが推察される。

全体

表19. 契約案件の有無（全体）

	件数	契約案件がある	契約案件はない	無回答
電気供給	1720	734	925	61
	100.0	42.7	53.8	3.5
自動車購入及び賃貸借	1720	1104	556	60
	100.0	64.2	32.3	3.5
船舶調達	1720	21	1616	83
	100.0	1.2	94.0	4.8
ESCO事業	1720	40	1595	85
	100.0	2.3	92.7	4.9
建築物設計	1720	1020	634	66
	100.0	59.3	36.9	3.8
産業廃棄物処理	1720	700	941	79
	100.0	40.7	54.7	4.6

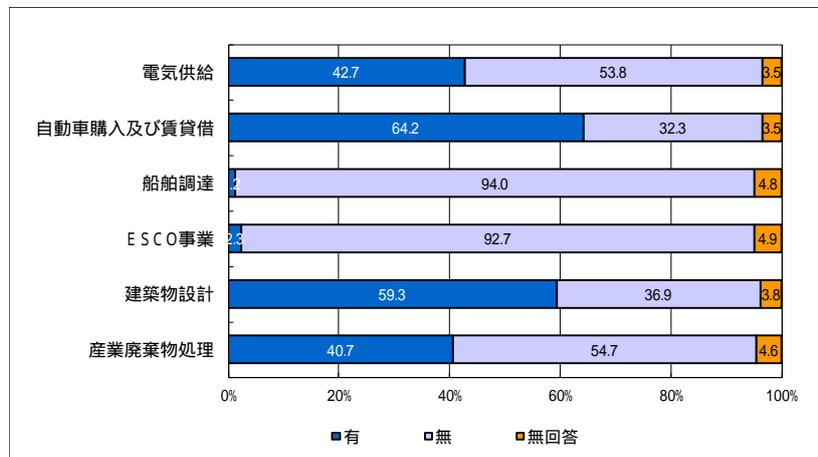


図15. 契約案件の有無

電気供給

表 2 0 . 契約案件の有無 (電気供給)

団体分類	件数	契約案件がある	契約案件はない	無回答
全体	1720	42.7	53.8	3.5
都道府県、政令市	67	77.6	19.4	3.0
区市	781	56.5	41.0	2.6
町村	872	27.6	67.9	4.5

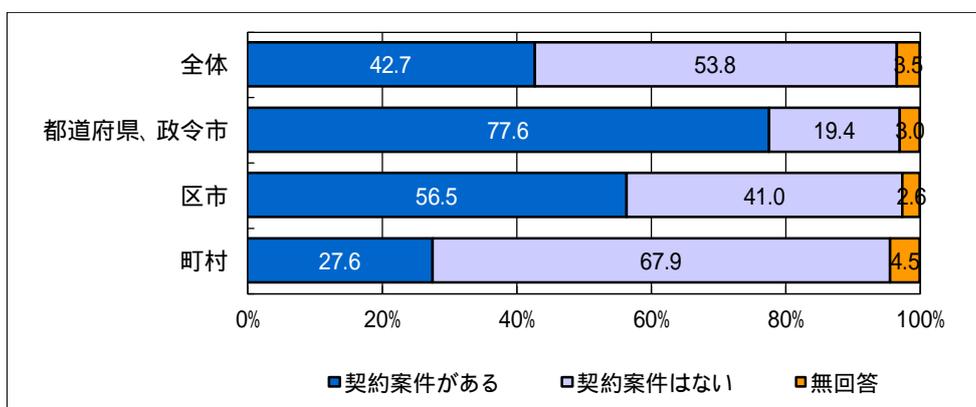


図 1 6 . 契約案件の有無 (電気供給)

自動車の購入及び賃貸借

表 2 1 . 契約案件の有無（自動車の購入及び賃貸借）

団体分類	件数	契約案件がある	契約案件はない	無回答
全体	1720	64.2	32.3	3.5
都道府県、政令市	67	80.6	13.4	6.0
区市	781	78.4	19.2	2.4
町村	872	50.2	45.5	4.2

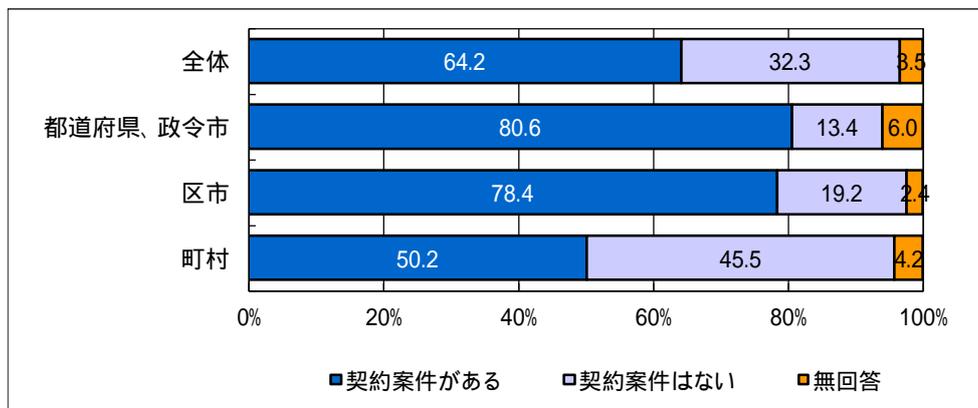


図 1 7 . 契約案件の有無（自動車の購入及び賃貸借）

船舶調達

表 2 2 . 契約案件の有無 (船舶調達)

団体分類	件数	契約案件がある	契約案件はない	無回答
全体	1720	1.2	94.0	4.8
都道府県、政令市	67	9.0	82.1	9.0
区市	781	1.3	94.8	4.0
町村	872	0.6	94.2	5.3

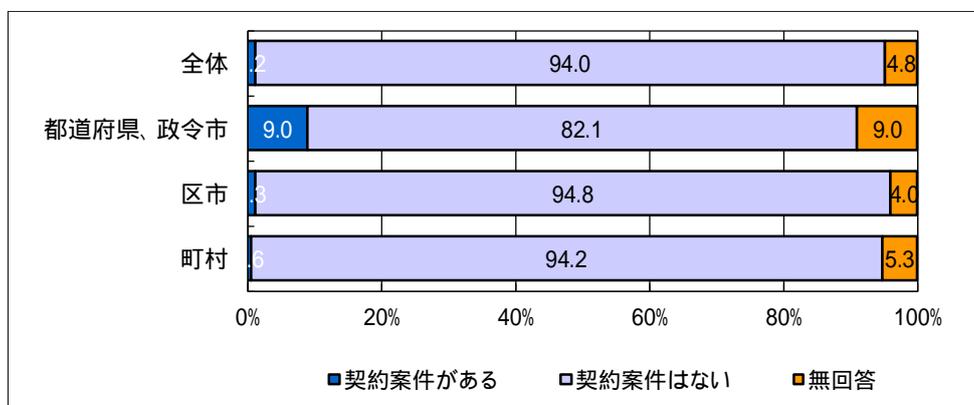


図 1 8 . 契約案件の有無 (船舶調達)

表 2 3 . 契約案件の有無 (ESCO 事業)

団体分類	件数	契約案件がある	契約案件はない	無回答
全体	1720	2.3	92.7	4.9
都道府県、政令市	67	10.4	82.1	7.5
区市	781	2.7	93.0	4.4
町村	872	1.4	93.3	5.3

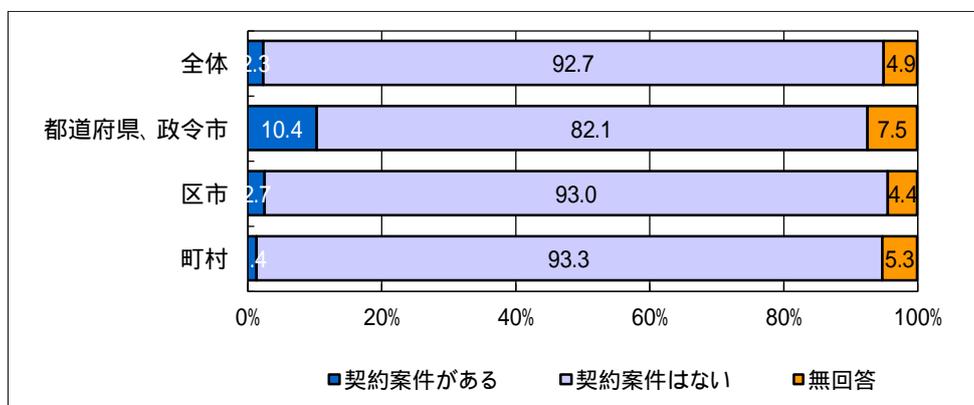


図 1 9 . 契約案件の有無 (ESCO 事業)

建築物設計

表 2 4 . 契約案件の有無 (建築物設計)

団体分類	件数	契約案件がある	契約案件はない	無回答
全体	1720	59.3	36.9	3.8
都道府県、政令市	67	73.1	20.9	6.0
区市	781	72.9	24.1	3.1
町村	872	46.1	49.5	4.4

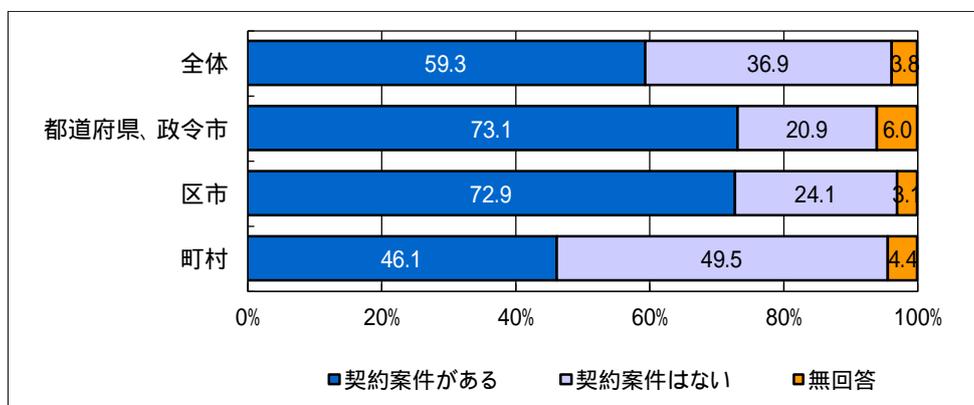


図 2 0 . 契約案件の有無 (建築物設計)

産業廃棄物処理

表 2 5 . 契約案件の有無（産業廃棄物処理）

団体分類	件数	契約案件がある	契約案件はない	無回答
全体	1720	40.7	54.7	4.6
都道府県、政令市	67	73.1	20.9	6.0
区市	781	55.6	40.2	4.2
町村	872	24.9	70.3	4.8

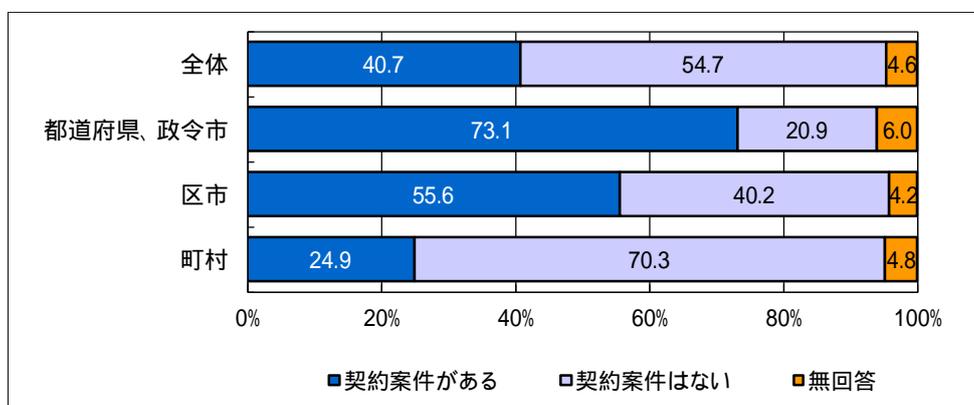


図 2 1 . 契約案件の有無（産業廃棄物処理）

3-2-2 各分野で随意契約を行っている理由（問4 - 2）

電気供給

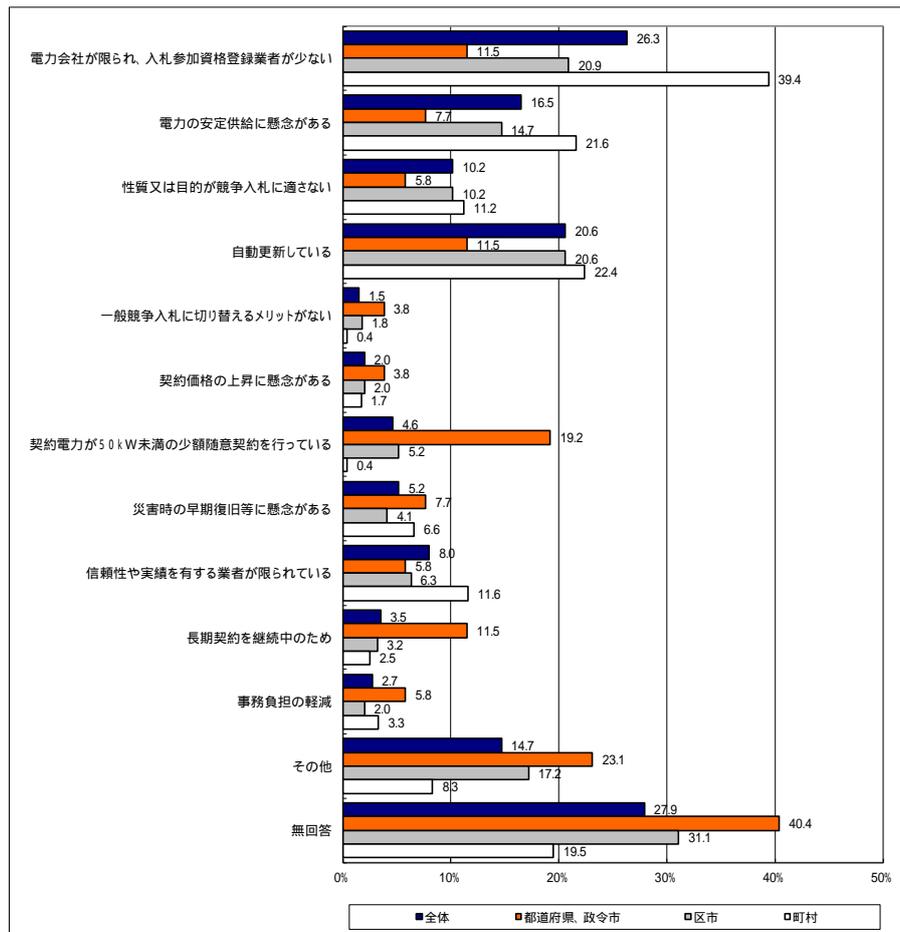
電気における随意契約の割合が高い理由として、主に「入札参加事業者が少ない」、「電力の安定供給に懸念がある」という回答が挙げられる。

規模別では、区市の20.9%及び町村の39.4%が「入札参加資格登録業者が少ない」を理由に挙げており、都道府県・政令市では、「契約電力が50kW未満の少額随意契約を行っている」（19.2%）や「性質又は目的が競争入札に適さない」（10.2%）も大きな理由として挙げられている。

「その他」と回答した団体においても、入札参加資格登録業者の少なさや事務負担、取り組むメリットの有無を挙げる回答が多い結果となった。

表26. 随意契約を行っている理由（電気供給）

団体分類	件数	入札参加資格登録業者が少ない	電力の安定供給に懸念がある	入札又は目的が競争に不適さない	自動更新している	一般競争入札に切り替えるメリットがない	契約価格の上昇に懸念がある	契約電力が50kW未満の少額随意契約を行っている	災害時の早期復旧等に懸念がある	信頼性や実績を有する業者が限られている	長期契約を継続中のため	事務負担の軽減	その他	無回答
全体	734	26.3	16.5	10.2	20.6	1.5	2.0	4.6	5.2	8.0	3.5	2.7	14.7	27.9
都道府県、政令市	52	11.5	7.7	5.8	11.5	3.8	3.8	19.2	7.7	5.8	11.5	5.8	23.1	40.4
区市	441	20.9	14.7	10.2	20.6	1.8	2.0	5.2	4.1	6.3	3.2	2.0	17.2	31.1
町村	241	39.4	21.6	11.2	22.4	0.4	1.7	0.4	6.6	11.6	2.5	3.3	8.3	19.5



（「契約案件が有りがち随意契約を実施している」と回答した776団体を分析）

図22. 随意契約を行っている理由（電気供給）

自動車の購入及び賃貸借

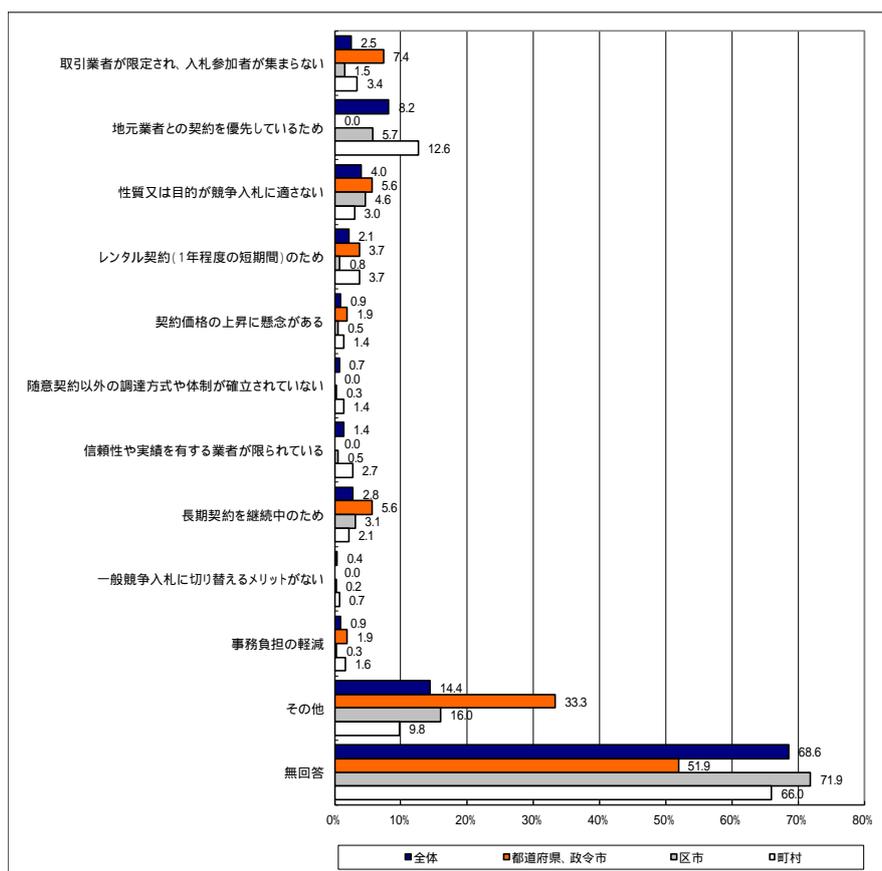
自動車の購入及び賃貸借における随意契約の割合が高い理由として、主に「地元業者との契約を優先している」、「性質又は目的が競争入札に適していない」、「長期契約を継続中のため」、「取扱業者が限定され、入札参加者が集まらない」という回答が挙げられる。

規模別では、都道府県・政令市の7.4%、町内の12.6%は「取扱業者が限定され、入札参加者が集まらない」の回答、区市5.7%では「地元業者との契約を優先している」を理由に挙げている。

「その他」と回答した団体においても、契約金額が小さいことや指名競争入札の実施、再リース契約等を、随意契約を行う理由として挙げる回答が多い結果となった。

表27. 随意契約を行っている理由（自動車の購入及び賃貸借）

団体分類	件数	取引業者が限定され、入札参加者が集まらない	地元業者との契約を優先しているため	性質又は目的が競争入札に適さない	程度レンタル契約（1年程度）のため	契約価格の上昇に懸念がある	随意契約以外の調達方式や体制が確立されていない	信頼性や実績を有する業者が限られている	長期契約を継続中のため	一般競争入札に切り替えるメリットがない	事務負担の軽減	その他	無回答
全体	1104	2.5	8.2	4.0	2.1	0.9	0.7	1.4	2.8	0.4	0.9	14.4	68.6
都道府県、政令市	54	7.4	-	5.6	3.7	1.9	-	-	5.6	-	1.9	33.3	51.9
区市	612	1.5	5.7	4.6	0.8	0.5	0.3	0.5	3.1	0.2	0.3	16.0	71.9
町村	438	3.4	12.6	3.0	3.7	1.4	1.4	2.7	2.1	0.7	1.6	9.8	66.0



（「契約案件が有りがち随意契約を実施している」と回答した114団体を分析）

図23. 随意契約を行っている理由（自動車の購入及び賃貸借）

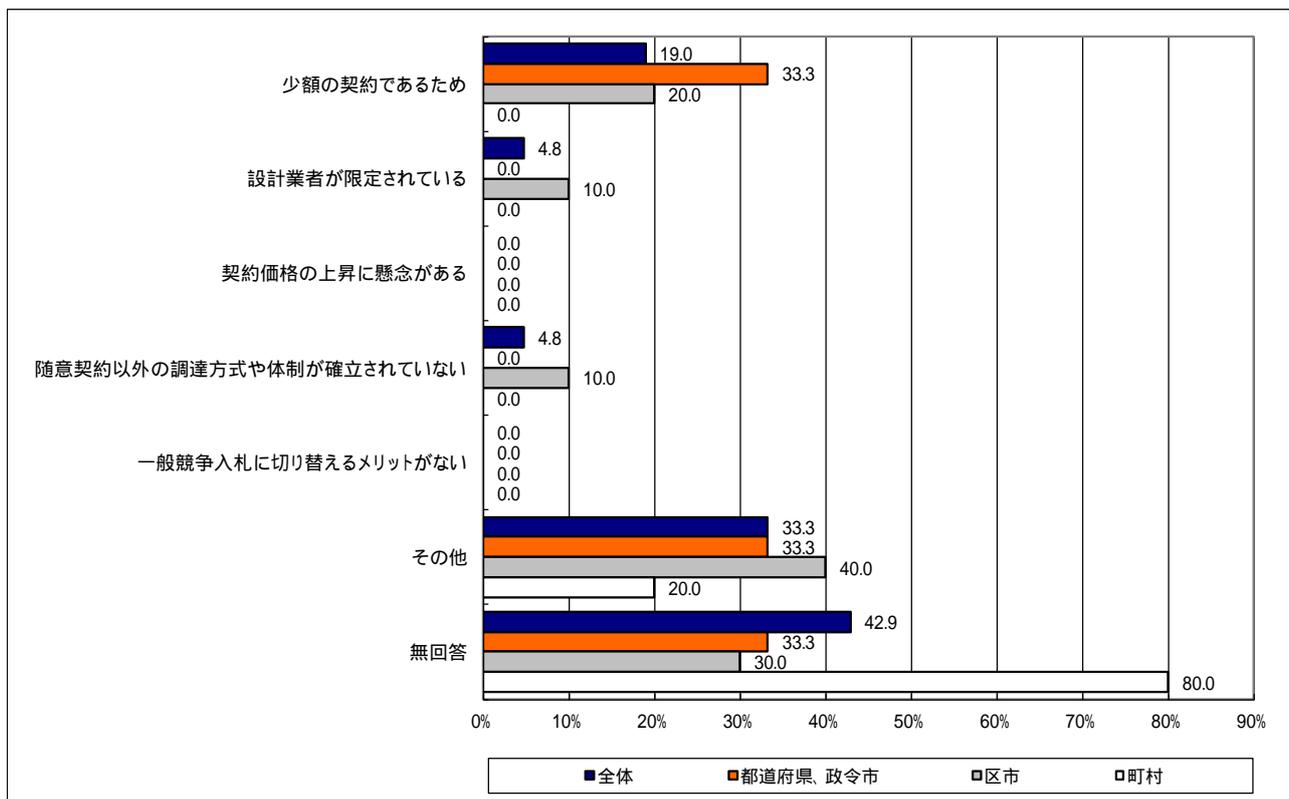
船舶調達

船舶の調達において随意契約を実施する理由は、主に「少額の契約であるため」、「設計業者が限定されている」、「随意契約以外の調達方式や体制が確立していない」が挙げられる。

「その他」と回答した団体においても、入札参加資格登録業者の少なさや契約金額が小さいことや指名競争入札の実施、再リース契約等を随意契約を行う理由として挙げる回答が多い結果となった。

表 2 8 . 随意契約を行っている理由 (船舶調達)

団体分類	件数	少額の契約であるため	設計業者が限定されている	契約価格の上昇に懸念がある	随意契約以外の調達方式や体制が確立されていない	一般競争入札に切り替えるメリットがない	その他	無回答
全体	21	19.0	4.8	-	4.8	-	33.3	42.9
都道府県、政令市	6	33.3	-	-	-	-	33.3	33.3
区市	10	20.0	10.0	-	10.0	-	40.0	30.0
町村	5	-	-	-	-	-	20.0	80.0



(「契約案件が有る」と回答した 24 団体を分析)

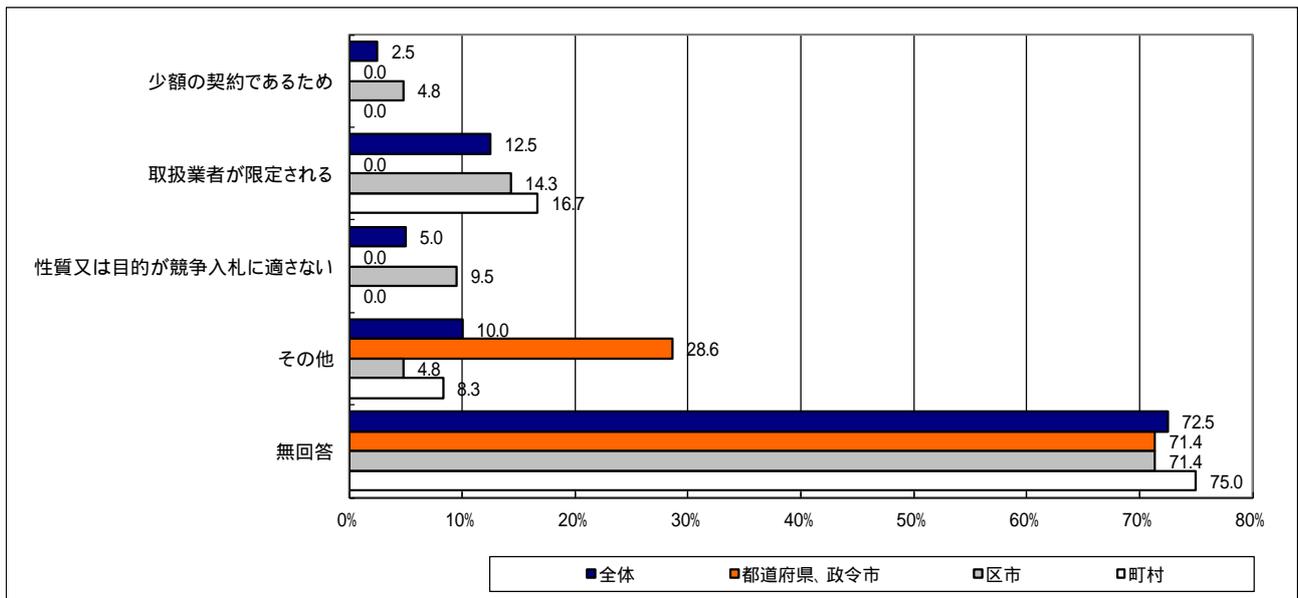
図 2 4 . 随意契約を行っている理由 (船舶の調達)

ESCO 事業

ESCO 事業において随意契約を実施する理由は、主に「取扱業者が限定される」が挙げられる。「その他」と回答した団体においても、入札参加資格登録業者の少なさや該当する案件の有無等を随意契約を行う理由として挙げる回答が多い結果となった。

表 2 9 . 随意契約を行っている理由 (ESCO 事業)

団体分類	件数	少額の契約であるため	取扱業者が限定される	性質又は目的が競争入札に適さない	その他	無回答
全体	40	2.5	12.5	5.0	10.0	72.5
都道府県、政令市	7	-	-	-	28.6	71.4
区市	21	4.8	14.3	9.5	4.8	71.4
町村	12	-	16.7	-	8.3	75.0



(「契約案件が有りがち随意契約を実施している」と回答した 12 団体を分析)

図 2 5 . 随意契約を行っている理由 (ESCO 事業)

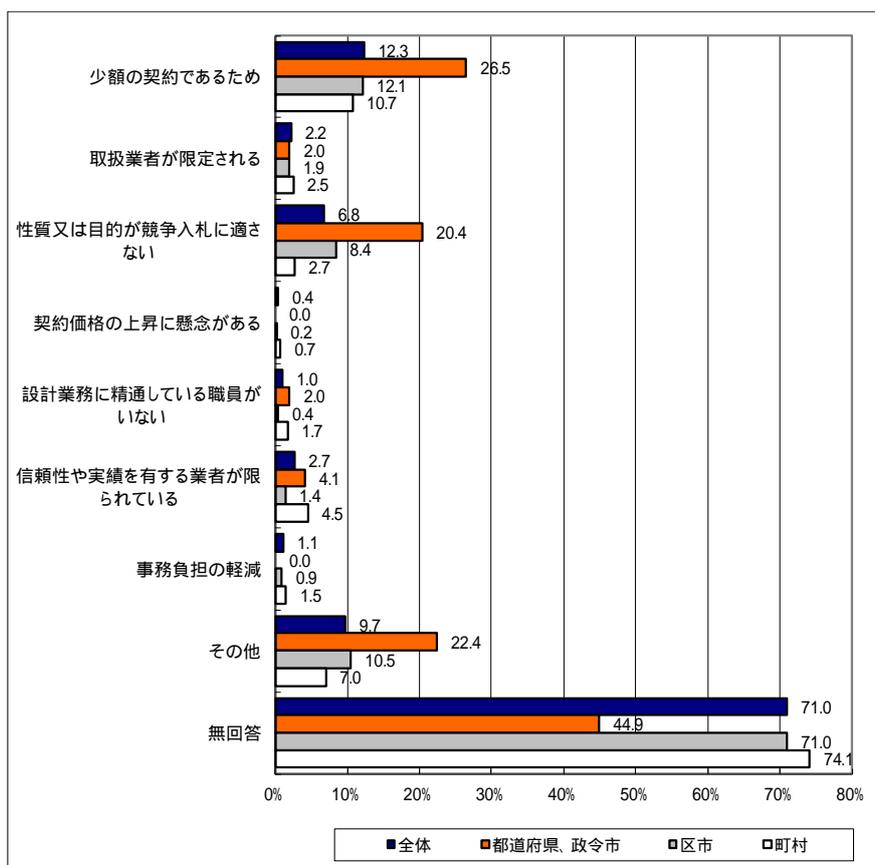
建築物設計

建築物の設計において随意契約を実施する理由は、主に「少額の契約であるため」、「性質又は目的が競争入札に適さない」、「信頼性や実績を有する業者が限られている」、という回答が挙げられる。

規模別では、区市 12.1%、町村 10.7%が「少額の契約であるため」となっている。「その他」と回答した団体では、地方自治法施行令第 167 条 2 第 1 項を挙げる回答が多い結果となった。

表 3 0 . 随意契約を行っている理由（建築物設計）

団体分類	件数	少額の契約であるため	取扱業者が限定される	性質又は目的が競争入札に適さない	契約価格の上昇に懸念がある	設計業務に精通している職員がいない	信頼性や実績を有する業者が限られている	事務負担の軽減	その他	無回答
全体	1020	12.3	2.2	6.8	0.4	1.0	2.7	1.1	9.7	71.0
都道府県、政令市	49	26.5	2.0	20.4	-	2.0	4.1	-	22.4	44.9
区市	569	12.1	1.9	8.4	0.2	0.4	1.4	0.9	10.5	71.0
町村	402	10.7	2.5	2.7	0.7	1.7	4.5	1.5	7.0	74.1



（「契約案件が有りがち随意契約を実施している」と回答した 33 団体を分析）

図 2 6 . 随意契約理由（建築物の設計）

産業廃棄物処理

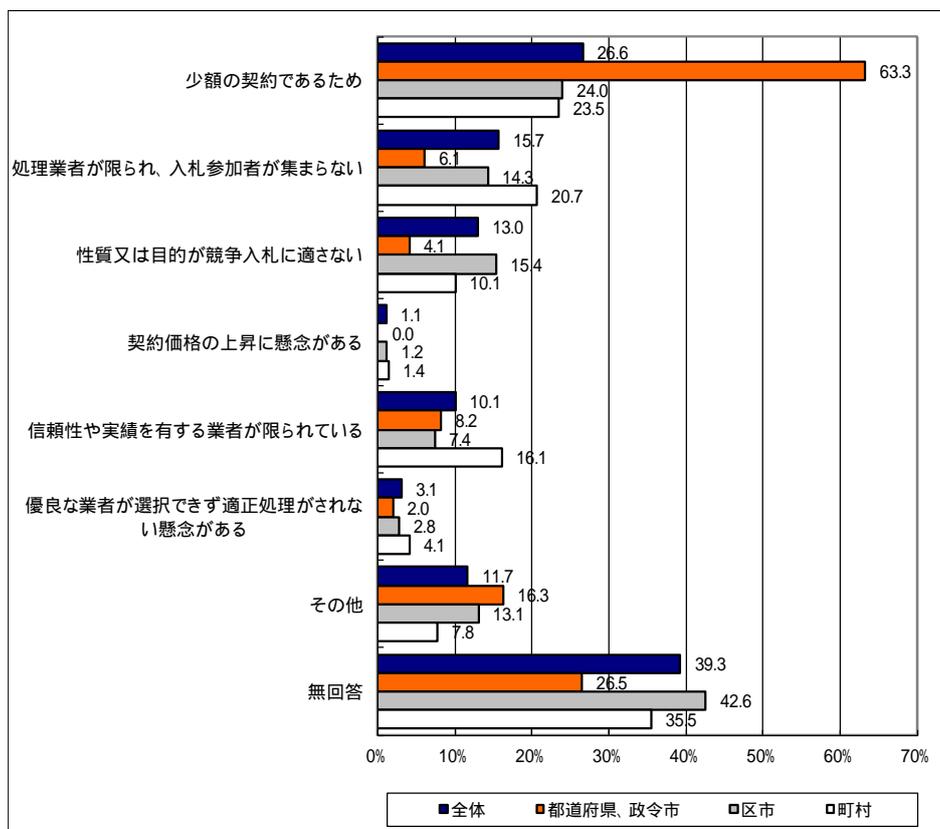
産業廃棄物処理において随意契約を実施する理由は、主に「少額の契約であるため」、「処理業者が限られ入札参加者が集まらない」が挙げられる。

「少額の契約であるため」という理由は、都道府県・政令市 63.3%、区市 24.0%、規模が大きいほど少額の契約であるための理由が顕著になっている。

「その他」と回答した団体においても、入札参加資格登録業者の少なさや契約金額が小さいこと等を随意契約を行う理由として挙げる回答が多い結果となった。

表 3 1 . 随意契約を行っている理由（産業廃棄物処理）

団体分類	件数	少額の契約であるため	処理業者が限られ、入札参加者が集まらない	性質又は目的が競争入札に適さない	契約価格の上昇に懸念がある	信頼性や実績を有する業者が限られている	優良な業者が選択できず適正処理がされない懸念がある	その他	無回答
全体	700	26.6	15.7	13.0	1.1	10.1	3.1	11.7	39.3
都道府県、政令市	49	63.3	6.1	4.1	-	8.2	2.0	16.3	26.5
区市	434	24.0	14.3	15.4	1.2	7.4	2.8	13.1	42.6
町村	217	23.5	20.7	10.1	1.4	16.1	4.1	7.8	35.5



(「契約案件が有りがち随意契約を実施している」と回答した 364 団体を分析)

図 2 7 . 随意契約を行っている理由（産業廃棄物処理）

3-2-3 環境配慮契約の組織的取組（類型別）（問4 - 3）

「契約案件有り」と回答した地方公共団体の組織的取組（「契約方針に基づき組織的に取り組んでいる」と「契約方針に基づくものではないが組織的に取り組んでいる」の合計）は、ESCO 事業 37.5%、電気 23.7%、自動車 16.8%となっており、全体の取組率は低い（ただし、ESCO 事業及び船舶は母数となる件数が少ないことに注意）。「担当者の判断で取り組んでいる」を合わせると、ESCO 事業 52.5%、電気 33.9%、自動車 32.8%、建築物 27.3%、産業廃棄物 26.7%、船舶 14.3%で取組が行われている結果となった。

いずれの分野においても組織的な取組率の向上が待たれるところである。

表 3 2 . 環境配慮契約の組織的取組（全体）

	件数	契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる	契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる	担当者の判断で取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
電気供給	734	88	86	75	475	10
	100.0	12.0	11.7	10.2	64.7	1.4
自動車購入及び賃貸借	1104	49	137	177	731	10
	100.0	4.4	12.4	16.0	66.2	0.9
船舶調達	21	-	1	2	17	1
	100.0	-	4.8	9.5	81.0	4.8
ESCO事業	40	6	9	6	18	1
	100.0	15.0	22.5	15.0	45.0	2.5
建築物設計	1020	37	91	151	726	15
	100.0	3.6	8.9	14.8	71.2	1.5
産業廃棄物処理	700	21	70	96	504	9
	100.0	3.0	10.0	13.7	72.0	1.3

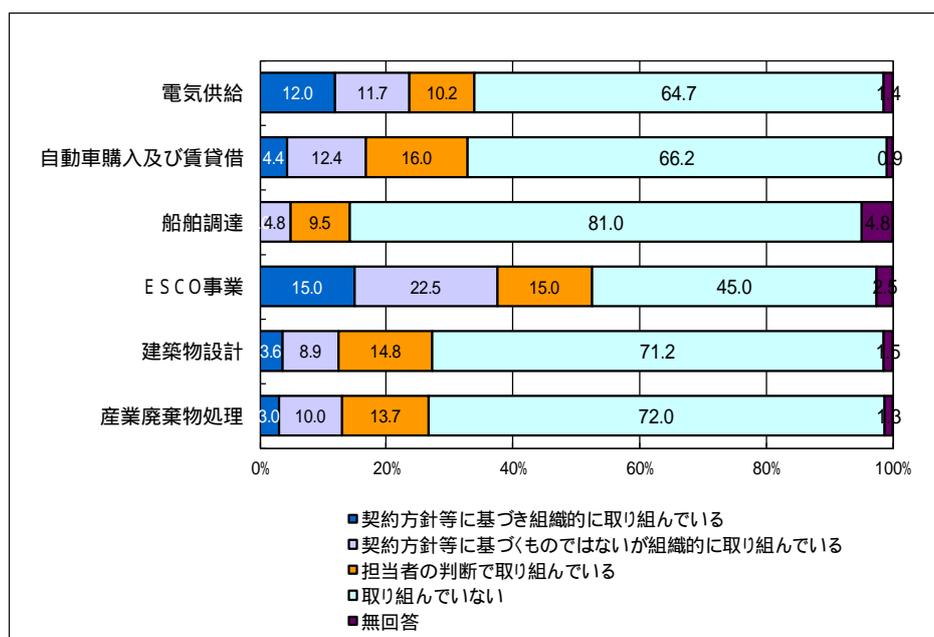


図 2 8 . 環境配慮契約の組織的取組（全体）

電気供給

表 3 3 . 環境配慮契約の組織的取組（電気供給）

団体分類	件数	組織的取組に基 づける	契約方針等に 基づくものではない が組織的に取組 んでいる	契約方針等に 基づくものではない が組織的に取組 んでいる	担当者 の判断 で取り 組んで いる	取 り組 んで いな い	無 回 答
全体	734	12.0	11.7	10.2	64.7	1.4	
都道府県、政令市	52	50.0	7.7	1.9	40.4	-	
区市	441	13.2	13.8	11.3	61.0	0.7	
町村	241	1.7	8.7	10.0	76.8	2.9	

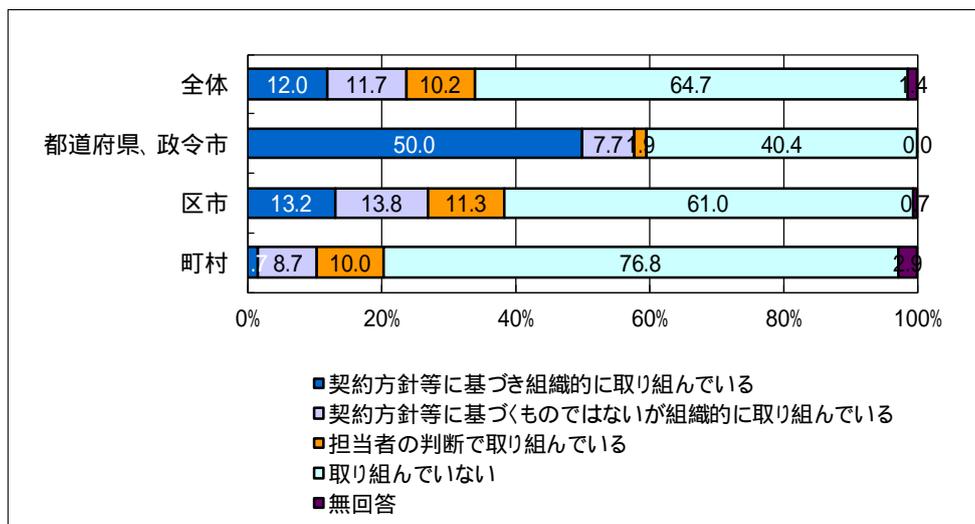


図 2 9 . 環境配慮契約の組織的取組

自動車の購入及び賃貸借

表 3 4 .環境配慮契約の組織的取組（自動車の購入及び賃貸借）

団体分類	件数	組織的に契約方針等に取組んでいる	契約方針等に基づくものではないが組織的に取組んでいる	担当者の判断で取組んでいる	取組んでいない	無回答
全体	1104	4.4	12.4	16.0	66.2	0.9
都道府県、政令市	54	18.5	18.5	3.7	59.3	-
区市	612	4.6	14.1	14.1	66.7	0.7
町村	438	2.5	9.4	20.3	66.4	1.4

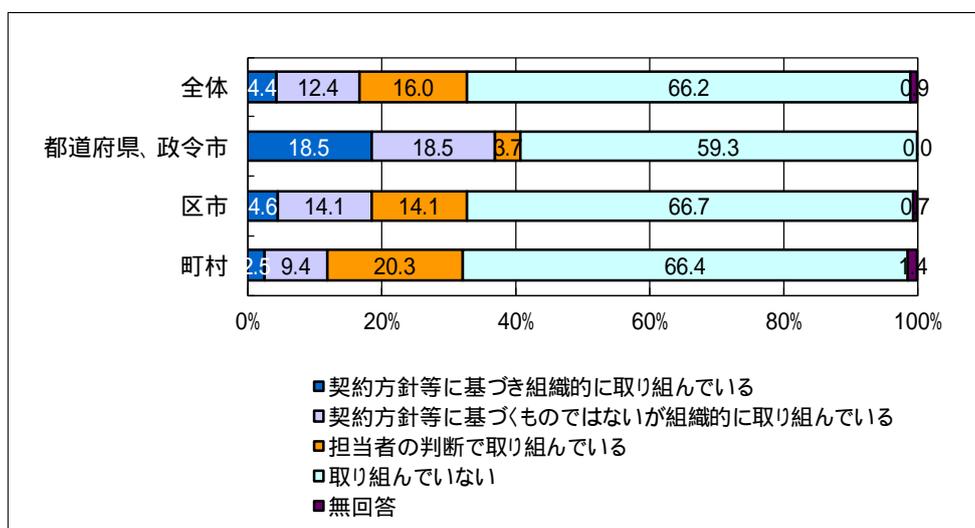


図 3 0 .環境配慮契約の組織的取組（自動車の購入及び賃貸借）

表 3 5 .環境配慮契約の組織的取組（船舶調達）

団体分類	件数	い 組 織 的 に 取 組 み を 基 づ き	契 約 方 針 等 に 基 づ く も の で は な い が 組 織 的 に 取 組 み を 基 づ き	的 も 契 約 方 針 等 に 基 づ く も の で は な い が 組 織 的 に 取 組 み を 基 づ き	組 担 当 者 の 判 断 で 取 組 み を 基 づ き	取 り 組 ん で い な い	無 回 答
全体	21	-	4.8	9.5	81.0	4.8	
都道府県、政令市	6	-	-	-	100.0	-	
区市	10	-	10.0	10.0	70.0	10.0	
町村	5	-	-	20.0	80.0	-	

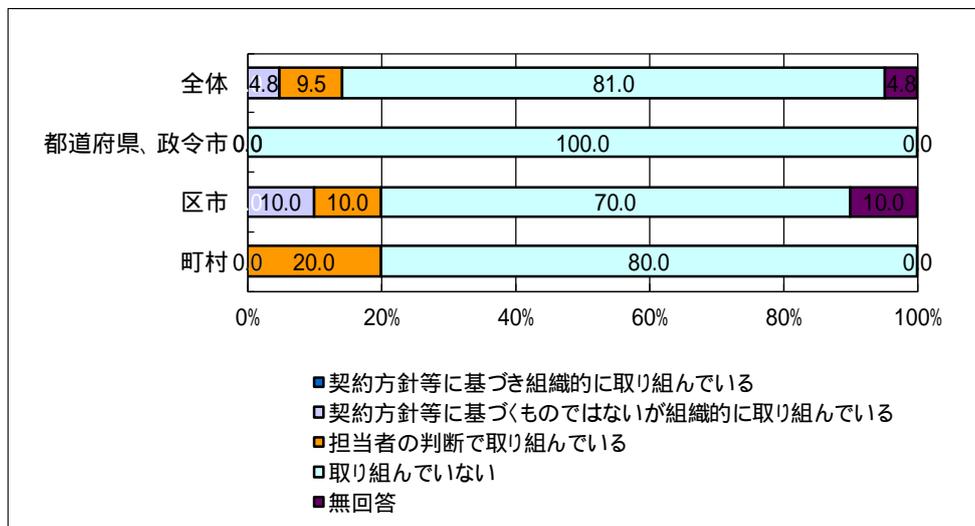


図 3 1 .環境配慮契約の組織的取組（船舶調達）

表 3 6 . 環境配慮契約の組織的取組 (ESCO 事業)

団体分類	件数	組織的取組に基 づける契約	契約方針等に 基づくものではない が組織的取組に 基づける契約	担当者の判断で 取り組んでいる 契約	取り組んでいない 契約	無回答
全体	40	15.0	22.5	15.0	45.0	2.5
都道府県、政令市	7	42.9	14.3	-	28.6	14.3
区市	21	9.5	23.8	28.6	38.1	-
町村	12	8.3	25.0	-	66.7	-

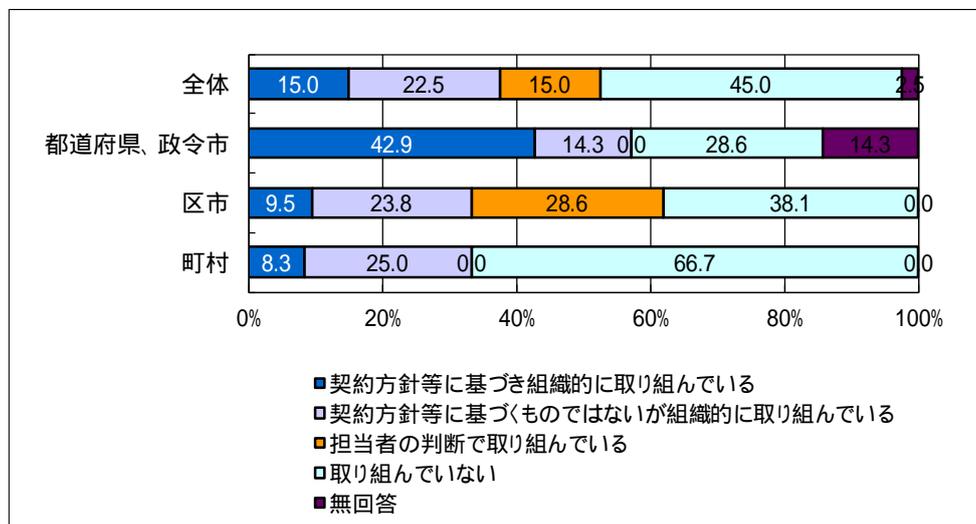


図 3 2 . 環境配慮契約の組織的取組 (ESCO 事業)

建築物設計

表 3 7 . 環境配慮契約の組織的取組（建築物設計）

団体分類	件数	い組契 る織約 的方 に針 取等 りに 組基 んづ でき	的も契 にの約 取で方 りは針 組な等 んに でが基 い組づ る織く	組担 ん当 で の判 断で 取り	取り 組ん で い ない	無 回 答
全体	1020	3.6	8.9	14.8	71.2	1.5
都道府県、政令市	49	10.2	26.5	4.1	57.1	2.0
区市	569	3.9	9.3	13.5	71.9	1.4
町村	402	2.5	6.2	17.9	71.9	1.5

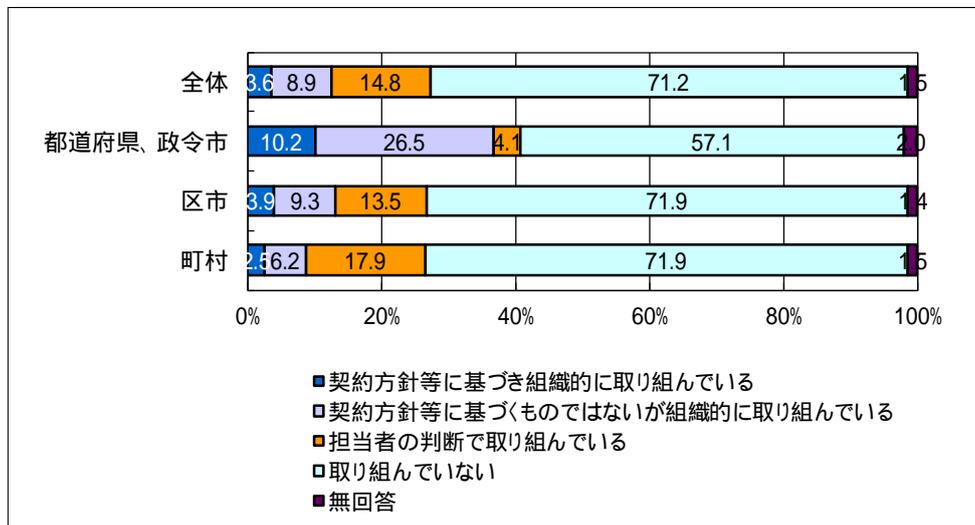


図 3 3 . 環境配慮契約の組織的取組（建築物設計）

産業廃棄物処理

表 3 8 . 環境配慮契約の組織的取組（産業廃棄物処理）

団体分類	件数	い組契 る織約 的方 的方 針に 針取 等取 に等 組基 んづ でき	的も契 にの約 取で方 りは針 組な等 んい でが基 い組づ る織く	組担 ん当 者 の 判 断 で 取 り	取 り 組 ん で い ない	無 回 答
全体	700	3.0	10.0	13.7	72.0	1.3
都道府県、政令市	49	8.2	10.2	-	77.6	4.1
区市	434	2.8	11.1	13.8	71.0	1.4
町村	217	2.3	7.8	16.6	72.8	0.5

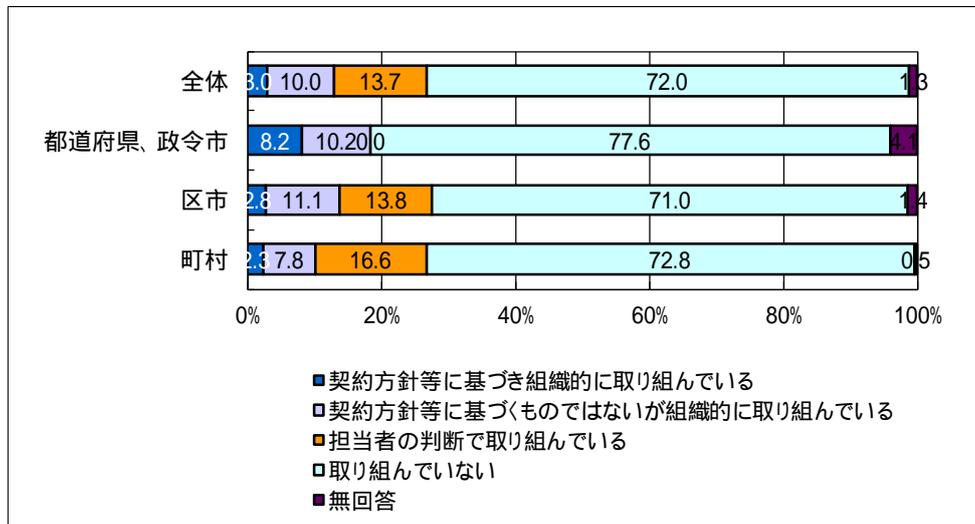


図 3 4 . 環境配慮契約の組織的取組（産業廃棄物処理）

環境配慮契約において、「契約案件有り」と回答し、組織的に取り組んでいないと回答した1,105団体のうち、いずれかの類型で「今後、組織的に取り組む予定がある」と回答した割合は、6.6%であった。都道府県・政令市では3団体のみであり、区市や町村でも少ないことから、環境配慮契約を実施することによる効果やメリットを伝えるとともに、組織的な体制作りを支援するためのノウハウを提供していく工夫が必要と思われる。

表39. 「今後、組織的に取り組む予定がある」と回答

団体分類	件数	電気供給	借自動車購入及び賃貸	船舶調達	ESCO事業	建築物設計	産業廃棄物処理	無回答
合計	1105 100.0	25 2.3	24 2.2	-	1 0.1	13 1.2	9 0.8	1062 96.1
都道府県、政令市	49 100.0	3 6.1	1 2.0	-	1 2.0	1 2.0	-	46 93.9
区市	589 100.0	13 2.2	11 1.9	-	-	7 1.2	5 0.8	564 95.8
町村	467 100.0	9 1.9	12 2.6	-	-	5 1.1	4 0.9	452 96.8

3-2-4 自動車の購入及び賃貸借に係る環境配慮契約の方式（問4 - 4）

問4-3の「自動車の購入及び賃貸借に係る契約」で、何らかの方式で取り組んでいる（「契約方針等に基づき、組織的に取り組んでいる」「契約方針等に基づくものではないが、組織的に取り組んでいる」「担当者の判断で取り組んでいる」と回答した363団体を調べたところ、総合評価落札方式を採用している団体は12.7%、裾切り方式を採用している団体は10.7%であった。「その他」では、仕様書に環境性能を規定する、低公害車や次世代自動車の導入を推進する等の回答が多い結果となった。

表40.自動車の購入及び賃貸借に係る環境配慮契約の方式

団体分類	件数	総合評価落札方式	裾切り方式	その他	無回答
合計	363 100.0	46 12.7	39 10.7	177 48.8	101 27.8
都道府県、政令市	22 100.0	3 13.6	4 18.2	15 68.2	-
区市	200 100.0	21 10.5	27 13.5	102 51.0	50 25.0
町村	141 100.0	22 15.6	8 5.7	60 42.6	51 36.2

3-2-5 環境配慮契約を実施できない要因（問4 - 5）

環境配慮契約を実施できない要因を調べたところ、主に「人的余裕がない、担当者の負担が増える」の回答が多く、電気供給で51.4%、自動車購入及び賃貸借で38.5%であった。

船舶調達では「各課部局で契約を行っているため、統括した取組ができない」が28.6%、ESCO事業では「各契約方式における評価・審査体制が構築できていない」が27.5%追加、建築物の設計では「評価項目や基準設定が明確でない、専門的で難しい」が36.0%であった。

表4-1. 環境配慮契約の課題 / 電気供給

団体分類	件数	人的余裕がない、担当者の負担が増える	評価項目や基準設定が明確でない、専門的で難しい	環境配慮契約の要件条件を満たす事業者の情報が十分でない	環境負荷低減効果、コスト削減効果の把握が難しい	環境配慮契約の実施方法が煩雑で難しい	各契約方式における評価・審査体制が構築できていない	各課部局で契約を行っているため、統括した取組ができない	実績入力や集計が容易に行える仕組みがない	随意契約を行っている	無回答
全体	734	51.4	28.1	14.9	19.5	15.7	23.2	15.5	8.6	28.2	15.4
都道府県、政令市	52	30.8	21.2	15.4	23.1	11.5	21.2	19.2	3.8	13.5	34.6
区市	441	47.2	28.3	16.8	20.6	17.7	25.2	15.9	7.7	26.1	15.6
町村	241	63.5	29.0	11.2	16.6	12.9	19.9	14.1	11.2	35.3	10.8

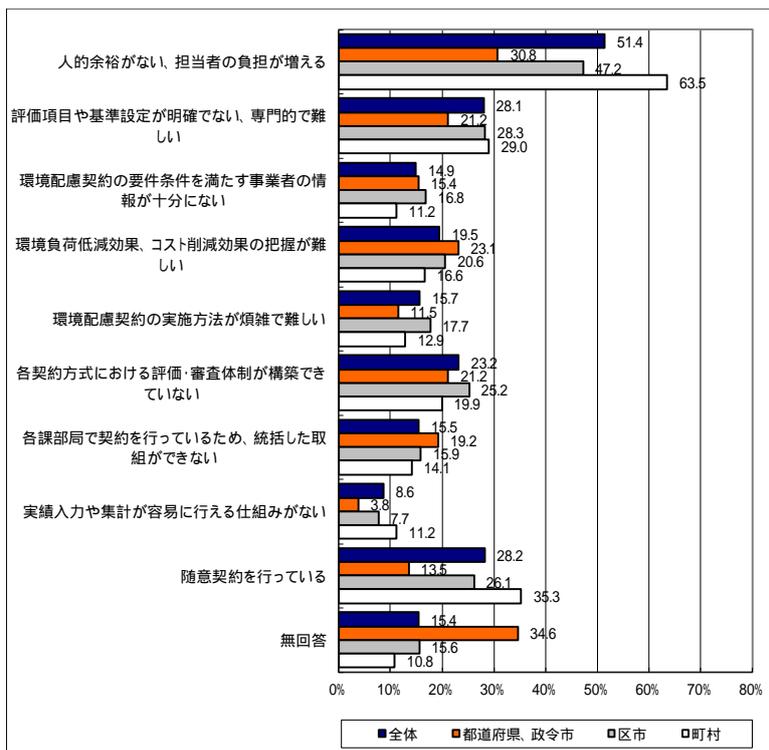


図3-5. 環境配慮契約の課題 / 電気供給

表4.2. 環境配慮契約の課題 / 自動車購入及び賃貸借

団体分類	件数	人的余裕がない、担当者の負担が増える	難明瞭で評価項目や基準設定が不明確でない、専門的で難しい	報告が十分に満たす事業者の情報がない	環境配慮契約の要件条件を満たす事業者の情報がない	環境負荷低減効果、コスト削減効果の把握が難しい	環境配慮契約の実施方法が煩雑で難しい	各契約方式における評価・審査体制が構築できていない	各課部局で契約を行っているため、統括した取組ができない	実績入力や集計が容易に行える仕組みがない	随意契約を行っている	無回答
全体	1104	38.5	32.7	16.8	21.6	17.6	27.9	19.4	9.7	4.5	20.7	
都道府県、政令市	54	18.5	29.6	14.8	25.9	14.8	31.5	22.2	1.9	3.7	24.1	
区市	612	36.1	34.2	18.0	22.9	19.4	30.7	16.8	7.8	2.8	22.1	
町村	438	44.3	31.1	15.3	19.2	15.3	23.5	22.6	13.2	7.1	18.5	

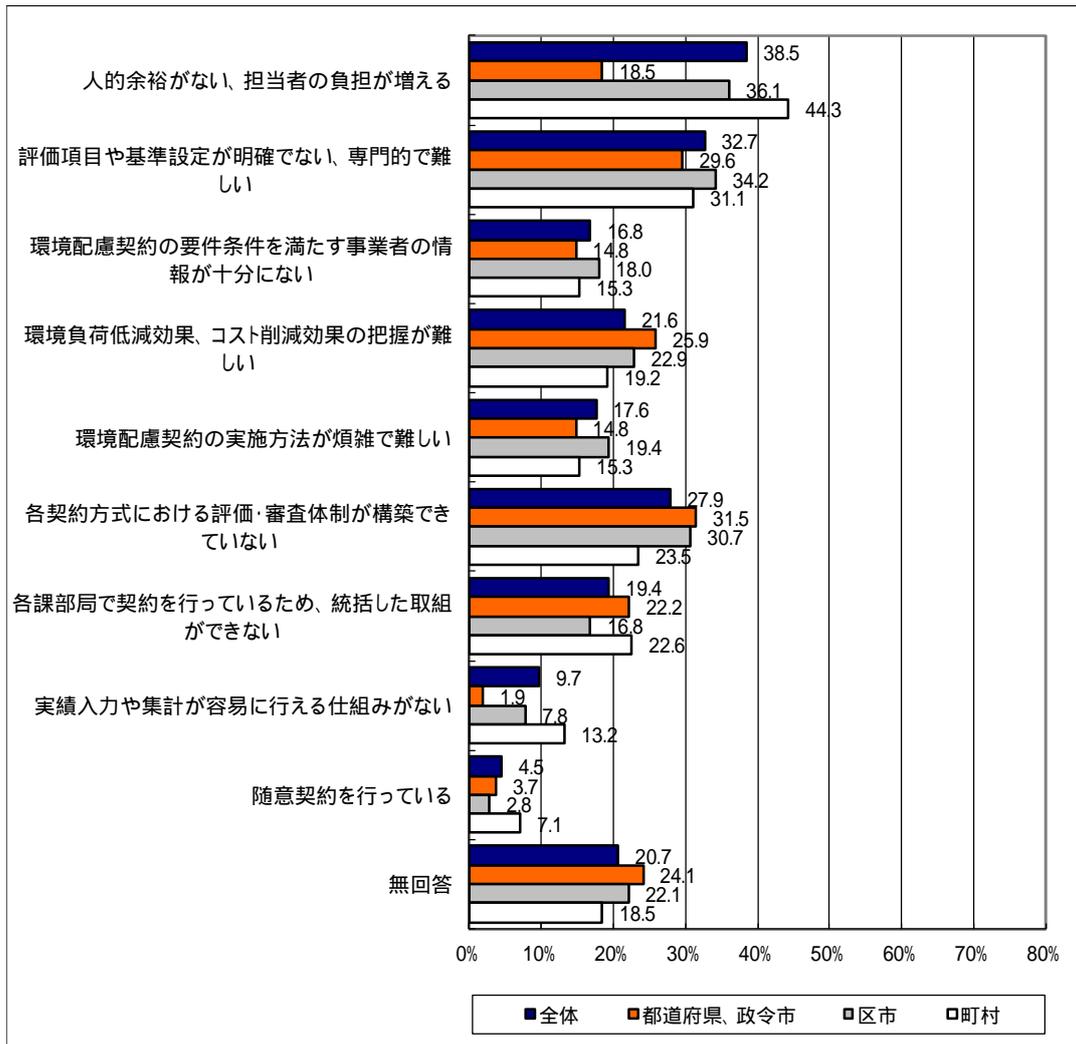


図3.6. 環境配慮契約の課題 / 自動車購入及び賃貸借

表43.環境配慮契約の課題 / 船舶調達

団体分類	件数	人的余裕がない、担当者の負担が増える	評価項目や基準設定が明確でない、専門的で難しい	環境配慮契約の要件条件を満たす事業者の情報が十分でない	環境負荷低減効果、コスト削減効果の把握が難しい	環境配慮契約の実施方法が煩雑で難しい	各契約方式における評価・審査体制が構築できていない	各課部局で契約を行っているため、統括した取組ができない	実績入力や集計が容易に行える仕組みがない	随意契約を行っている	無回答
全体	21	28.6	23.8	19.0	19.0	4.8	28.6	4.8	-	19.0	19.0
都道府県、政令市	6	33.3	16.7	33.3	33.3	-	66.7	-	-	-	16.7
区市	10	10.0	10.0	10.0	-	-	10.0	10.0	-	40.0	30.0
町村	5	60.0	60.0	20.0	40.0	20.0	20.0	-	-	-	-

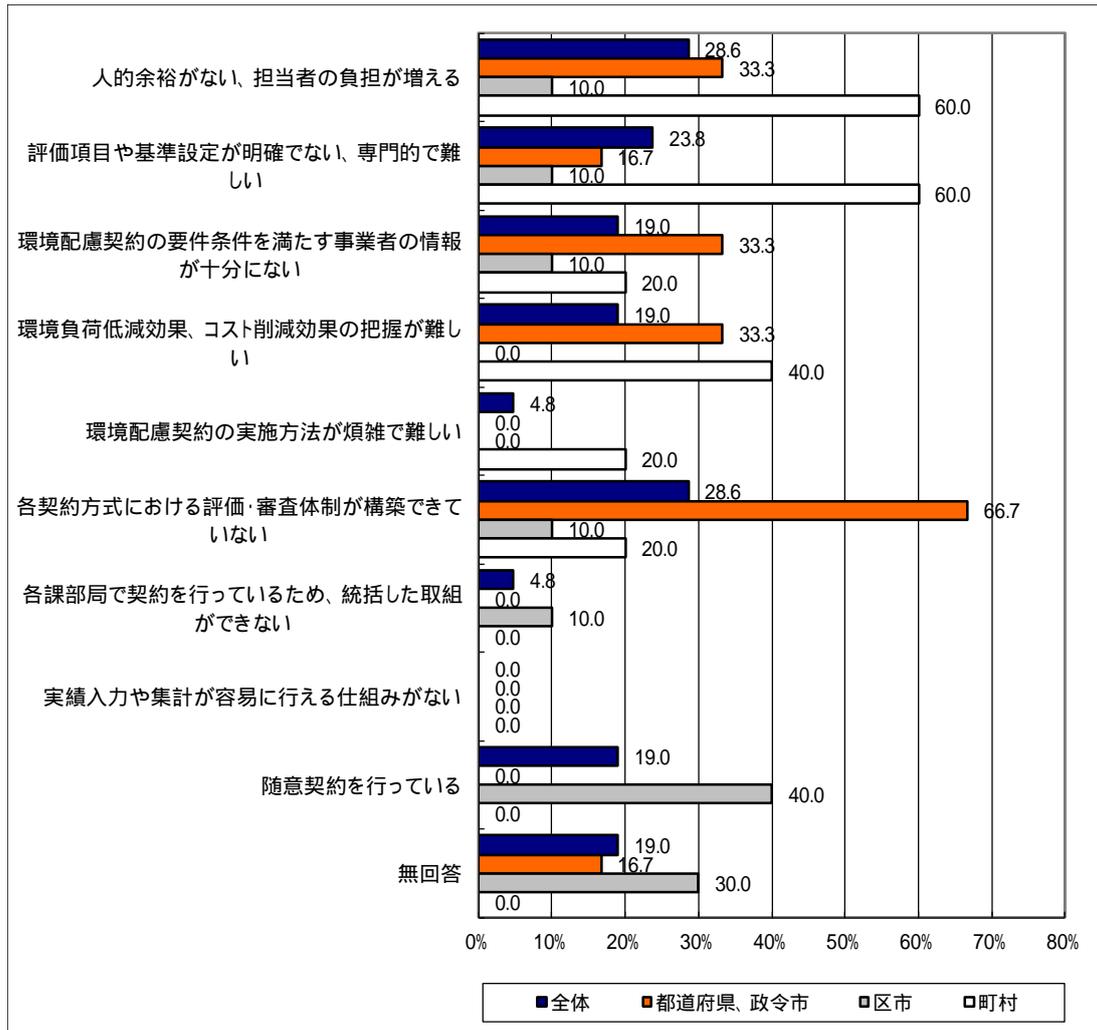


図37.環境配慮契約の課題 / 船舶調達

表44.環境配慮契約の課題 / ESCO事業

団体分類	件数	人的余裕がない、担当者の負担が増える	評価項目や基準設定が明確でない、専門的で難しい	環境配慮契約の要件条件を満たす事業者の情報が十分でない	環境負荷低減効果、コスト削減効果の把握が難しい	環境配慮契約の実施方法が煩雑で難しい	各契約方式における評価・審査体制が構築できていない	各課部局で契約を行っているため、統括した取組ができない	実績入力や集計が容易に行える仕組みがない	随意契約を行っている	無回答
全体	40	22.5	27.5	7.5	2.5	7.5	27.5	5.0	5.0	10.0	30.0
都道府県、政令市	7	-	28.6	-	-	-	28.6	-	-	14.3	42.9
区市	21	28.6	33.3	14.3	-	9.5	38.1	4.8	4.8	9.5	19.0
町村	12	25.0	16.7	-	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	41.7

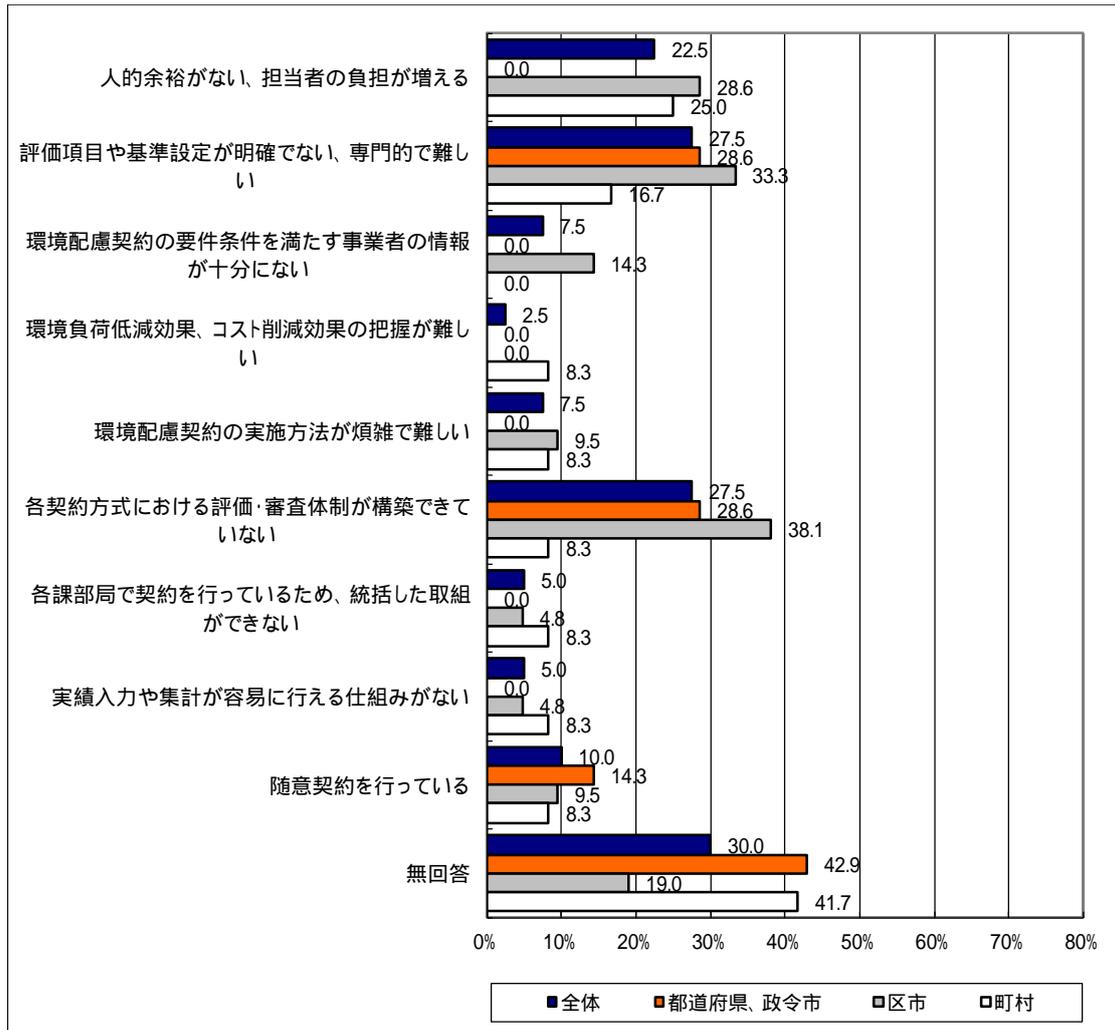


図38.環境配慮契約の課題 / ESCO事業

表4.5. 環境配慮契約の課題 / 建築物の設計

団体分類	件数	人的余裕がない、担当者の負担が増える	評価項目や基準設定が明確でない、専門的で難しい	環境配慮契約の要件条件を満たす事業者の情報が十分でない	環境負荷低減効果、コスト削減効果の把握が難しい	環境配慮契約の実施方法が煩雑で難しい	各契約方式における評価・審査体制が構築できていない	各課部局で契約を行っているため、統括した取組ができない	実績入力や集計が容易に行える仕組みがない	随意契約を行っている	無回答
全体	1020	39.3	36.0	18.6	22.4	17.0	29.9	19.1	9.9	2.7	21.2
都道府県、政令市	49	18.4	42.9	16.3	28.6	10.2	40.8	20.4	-	2.0	22.4
区市	569	36.2	37.8	19.3	23.6	18.3	31.8	17.4	8.3	2.1	22.3
町村	402	46.3	32.6	17.9	19.9	15.9	25.9	21.4	13.4	3.7	19.4

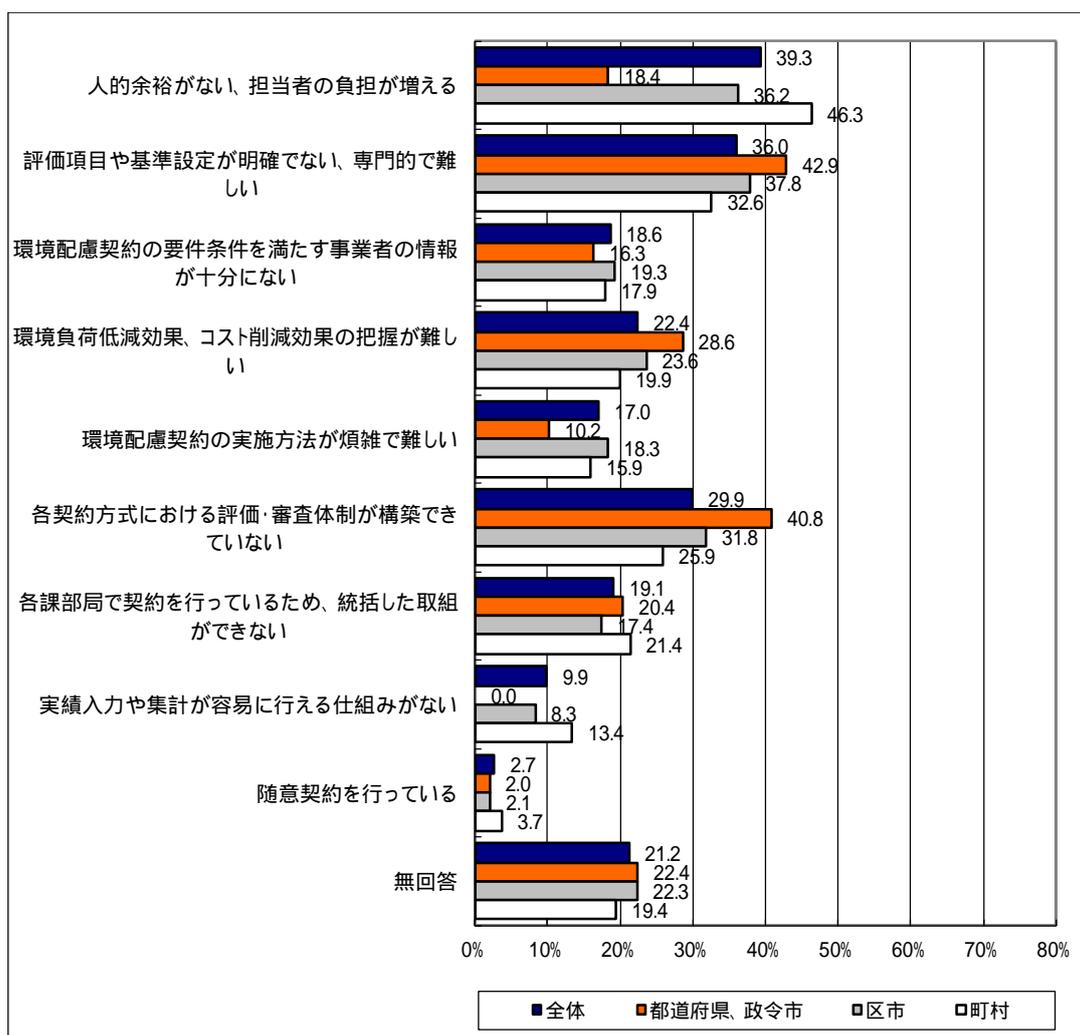


図3.9. 環境配慮契約の課題 / 建築物の設計

表46. 環境配慮契約の課題 / 産業廃棄物処理

団体分類	件数	人的余裕がない、担当者の負担が増える	評価項目や基準設定が明確でない、専門的で難しい	環境配慮契約の要件条件を満たす事業者の情報が十分でない	環境負荷低減効果、コスト削減効果の把握が難しい	環境配慮契約の実施方法が煩雑で難しい	各契約方式における評価・審査体制が構築できていない	各課部局で契約を行っているため、統括した取組ができない	実績入力や集計が容易に行える仕組みがない	随意契約を行っている	無回答
全体	700	36.4	34.4	18.9	22.0	17.0	26.7	18.0	9.7	18.0	19.0
都道府県、政令市	49	16.3	30.6	16.3	24.5	10.2	30.6	22.4	4.1	24.5	18.4
区市	434	34.8	36.6	19.8	22.4	18.0	29.7	18.0	8.3	16.4	19.8
町村	217	44.2	30.9	17.5	20.7	16.6	19.8	17.1	13.8	19.8	17.5

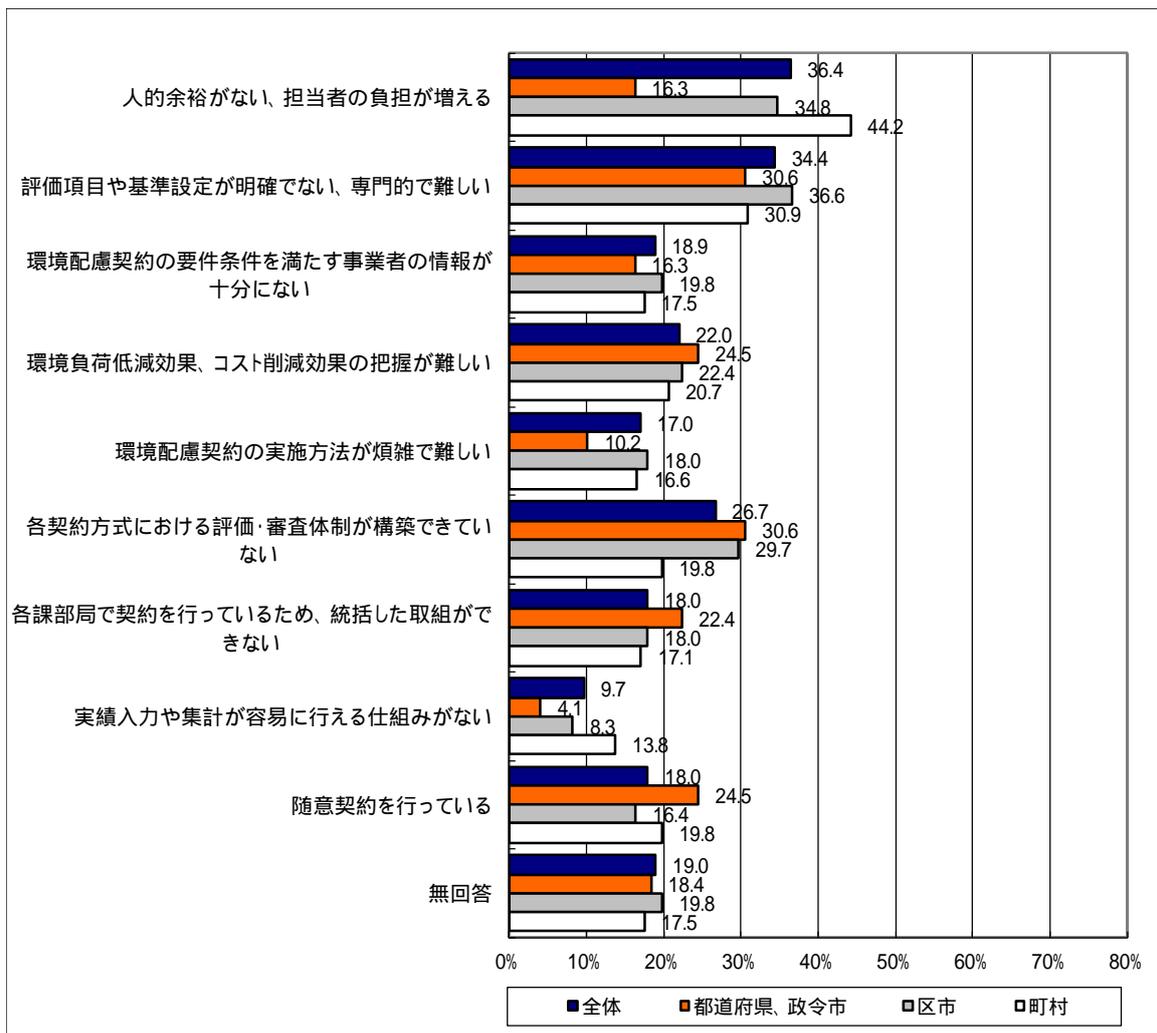


図40. 環境配慮契約の課題 / 産業廃棄物処理

3-2-6 環境配慮契約を実施する上で負担となる作業（問4 - 6）

環境配慮契約を実施する上で負担となる作業として、全体では「契約を導入するための庁内の説明、関係部署との合意形成」が63.9%と最も多かった。都道府県・政令市では8割を超えていることがわかった。

表47. 環境配慮契約を実施する上で負担となる作業

団体分類	件数	環境配慮契約の要件を満足する事業者の探件	部署との合意形成	契約の導入に関する関係	対象となる施設・契約の管理・調整	業者への事前の照会・問い合わせ	入札参加資格の登録	設定と妥当性の検証	評価項目や基準の設定	その他	無回答
全体	377	58.9	63.9	49.3	44.0	52.8	2.1	8.2			
都道府県、政令市	16	43.8	81.3	37.5	37.5	62.5	6.3	-			
区市	208	54.8	62.5	47.1	42.3	54.8	2.9	7.7			
町村	153	66.0	64.1	53.6	47.1	49.0	0.7	9.8			

3-2-7 環境配慮契約の進展に必要と思われる国の取組（問4 - 7）

環境配慮契約の進展に必要と思われる国の取組としては、全体の65.9%が「環境配慮契約を行うために必要な手順書、マニュアル」を挙げ、次いで「環境配慮契約に取り組むことによる効果の提示」(44.3%)、「環境配慮契約を行うために必要な入札契約書式」(35.5%)が挙げられた。

以上のことから、「マニュアル」、「入札様式」、「類似事例」などの実務上で必要な情報と、「効果」などの内部への説明資料について検討する必要がある。

表48. 国への支援希望

団体分類	件数	国に関する情報提供「基本方針」に関する情報提供	環境配慮契約法に基づく「基本方針」に関する情報提供	環境配慮契約を行うために必要な入札契約書式	環境配慮契約を行うために必要な手順書、マニュアル	標準的な評価算定支援ツール等の提供	環境配慮契約に取り組むことによる効果の提示	相談窓口の設置	導入に至るまでの作業支援及び専門家の派遣	他の地方公共団体の取組に関する情報提供	職員研修の実施	その他	特に必要はない	無回答
全体	1720	35.5	42.2	65.9	36.7	44.3	15.1	21.1	35.1	24.3	2.3	5.9	9.2	
都道府県、政令市	67	53.7	44.8	79.1	52.2	64.2	25.4	25.4	50.7	20.9	7.5	1.5	3.0	
区市	781	38.0	46.0	69.4	40.8	47.9	15.1	18.3	34.3	23.9	2.6	4.1	8.1	
町村	872	31.8	38.5	61.8	31.8	39.6	14.2	23.3	34.5	24.9	1.6	7.9	10.8	

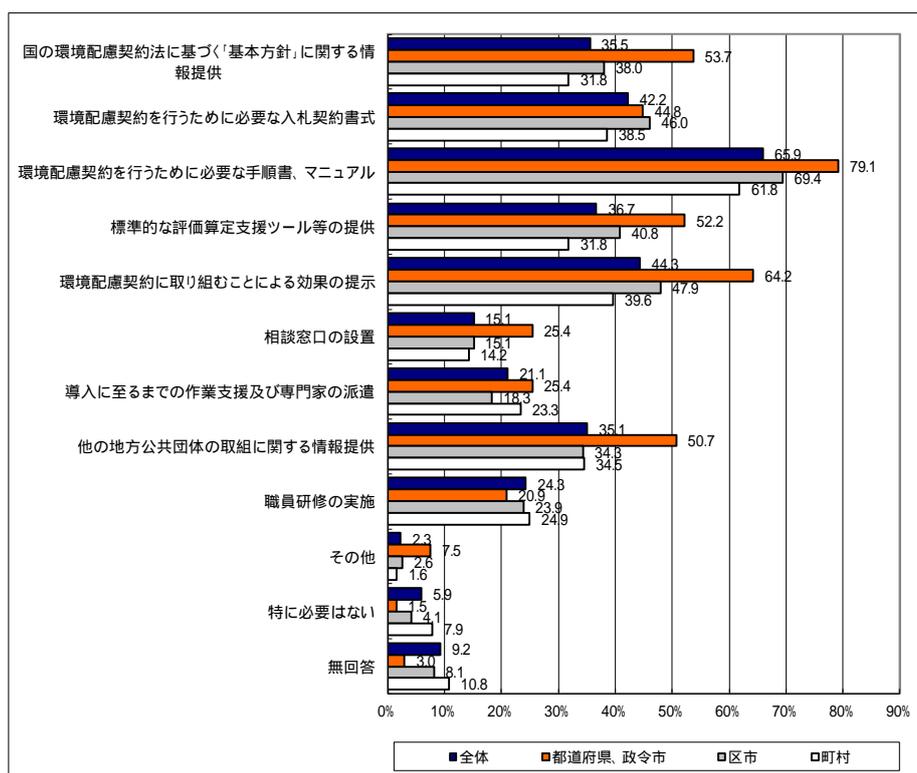


図41. 国への支援希望

3-2-8 環境配慮契約に際して参考になっているもの（問4 - 8）

環境配慮契約の推進に際しては、全体の54.9%が「特に参考になっているものはない」と回答した。全体として「国の環境配慮契約法に基づく基本方針・解説資料」や「他の自治体による取組」を参考としている地方公共団体が見られるほか、「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル」に対するニーズはありと考えられる。このマニュアルの内容の充実を図り、特に、組織的に取り組んでいない地方公共団体に対して普及を進めることが有効と考えられる。

表49. 環境配慮契約に際して参考になっているもの

団体分類	件数	国の環境配慮契約法に基づく基本方針・解説資料	環境配慮契約法取組事例データベース	地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル	環境配慮契約のすすめ	他の自治体による取組	独自に作成したデータベース	その他	特に参考になっているものはない	無回答
全体	1720	17.0	4.0	10.1	4.3	12.3	0.6	1.2	54.9	16.9
都道府県、政令市	67	55.2	11.9	35.8	9.0	25.4	1.5	6.0	14.9	17.9
区市	781	22.3	4.6	11.4	4.6	13.4	0.5	1.3	48.7	18.1
町村	872	9.4	2.9	7.0	3.7	10.2	0.6	0.7	63.6	15.8

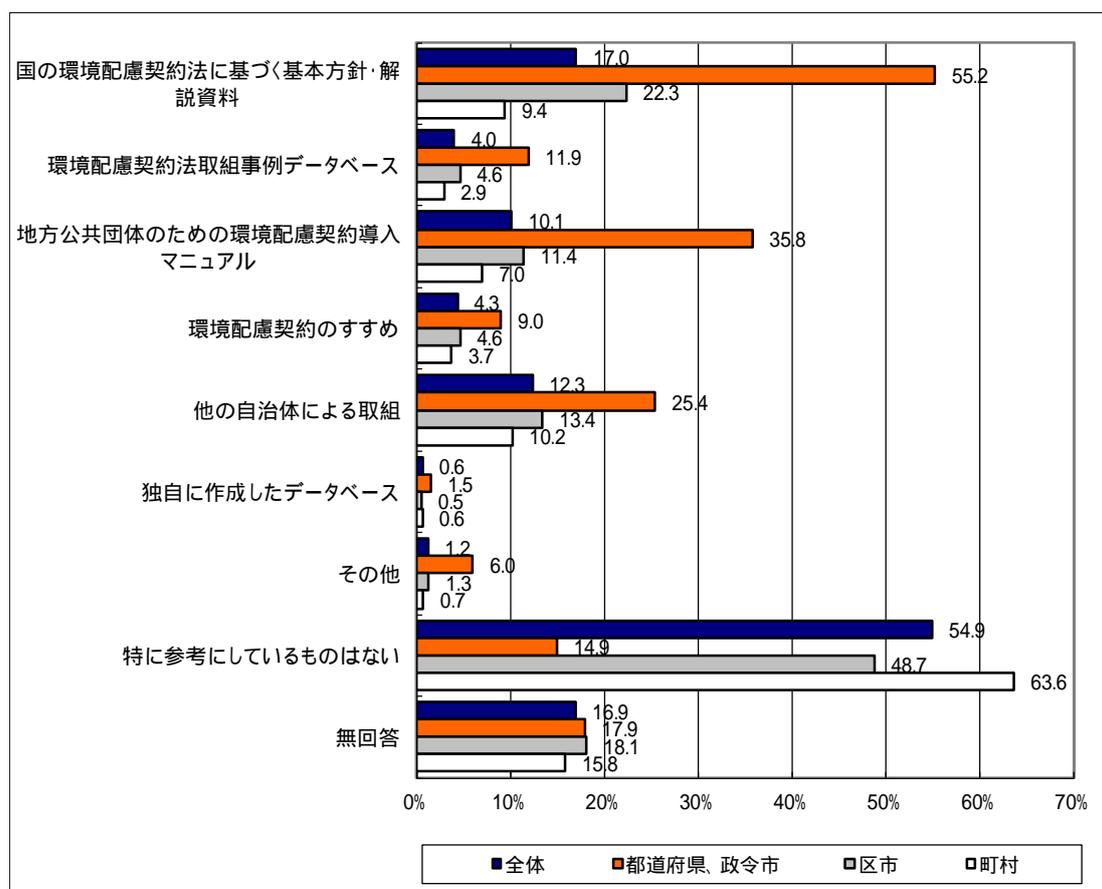


図42. 環境配慮契約に際して参考になっているもの

3-3-9 環境配慮契約実績の把握と公表について（問4 - 9）

環境配慮契約法では、地方公共団体が環境配慮契約の締結の実績を取りまとめ、公表することを努力義務として位置付けている（平成十九年法律第五十六号第十一条四項）。

「契約案件が有り、環境配慮契約に取り組んでいる」と回答した団体の契約実績の把握状況は、電気、自動車、建築物を中心に取組まれ、全体の25～50%程度（母数の少ない船舶を除く）と低い。規模別では、都道府県・政令市は、電気では約8割、及びESCO事業では100%実績を把握しているが、自動車や建築物では約3割から5割、産業廃棄物では22.2%となっている。産業廃棄物は区市、町村よりも低い割合を示す結果となっている。

電気供給

表50. 環境配慮契約実績の把握（電気供給）

団体分類	件数	有	無	無回答
全体	249	50.6	48.2	1.2
都道府県、政令市	31	77.4	22.6	-
区市	169	54.4	43.8	1.8
町村	49	20.4	79.6	-

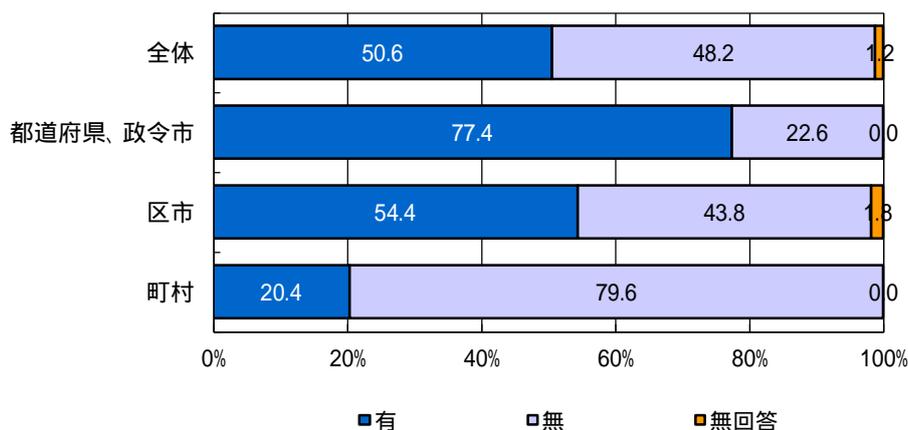


図43. 環境配慮契約実績の把握（電気供給）

自動車の購入及び賃貸借

表5 1. 環境配慮契約実績の把握(自動車の購入及び賃貸借)

団体分類	件数	有	無	無回答
全体	363	32.2	64.5	3.3
都道府県、政令市	22	50.0	45.5	4.5
区市	200	35.0	61.0	4.0
町村	141	25.5	72.3	2.1

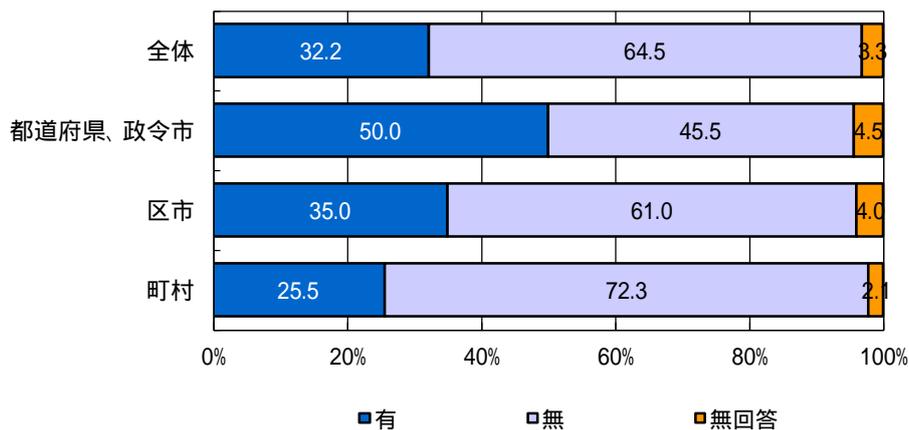


図4 4. 環境配慮契約実績の把握(自動車の購入及び賃貸借)

船舶調達

表5 2. 環境配慮契約実績の把握(船舶調達)

団体分類	件数	有	無	無回答
全体	3	33.3	66.7	-
都道府県、政令市	-	-	-	-
区市	2	50.0	50.0	-
町村	1	-	100.0	-

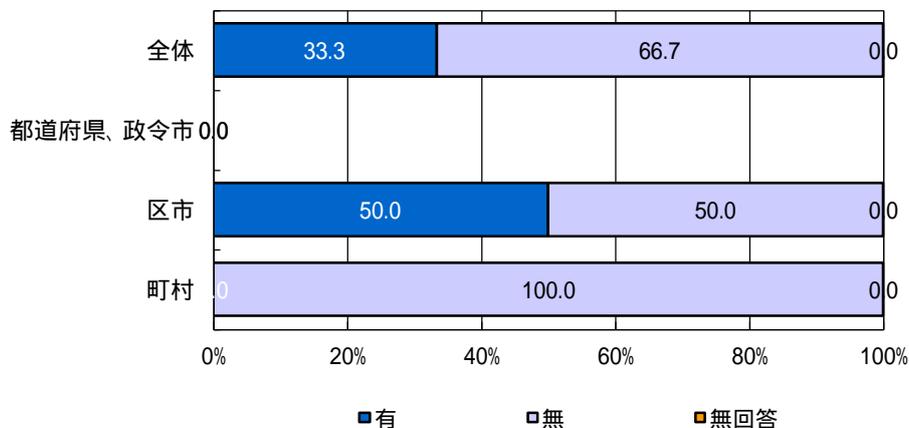


図4 5. 環境配慮契約実績の把握(船舶調達)

ESCO 事業

表 5 3 . 環境配慮契約実績の把握 (ESCO 事業)

団体分類	件数	有	無	答無回
全体	21	42.9	52.4	4.8
都道府県、政令市	4	100.0	-	-
区市	13	38.5	61.5	-
町村	4	-	75.0	25.0

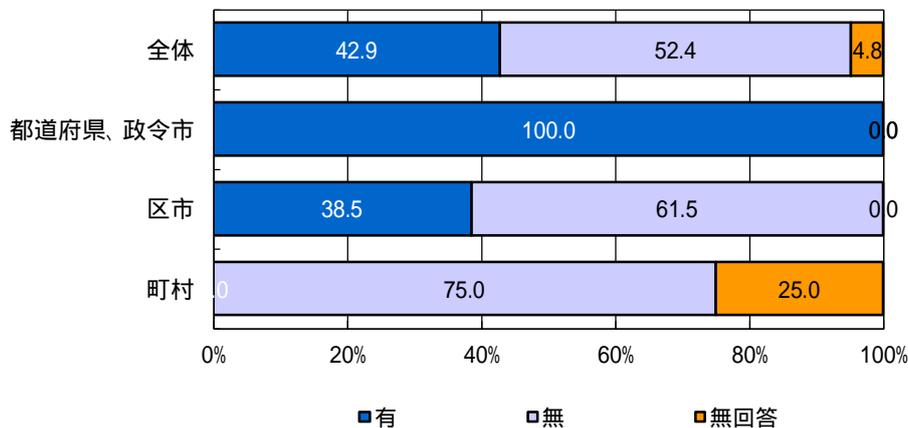


図 4 6 . 環境配慮契約実績の把握 (ESCO 事業)

建築物設計

表 5 4 . 環境配慮契約実績の把握 (建築物設計)

団体分類	件数	有	無	無回答
全体	279	26.9	70.6	2.5
都道府県、政令市	20	30.0	65.0	5.0
区市	152	30.3	66.4	3.3
町村	107	21.5	77.6	0.9

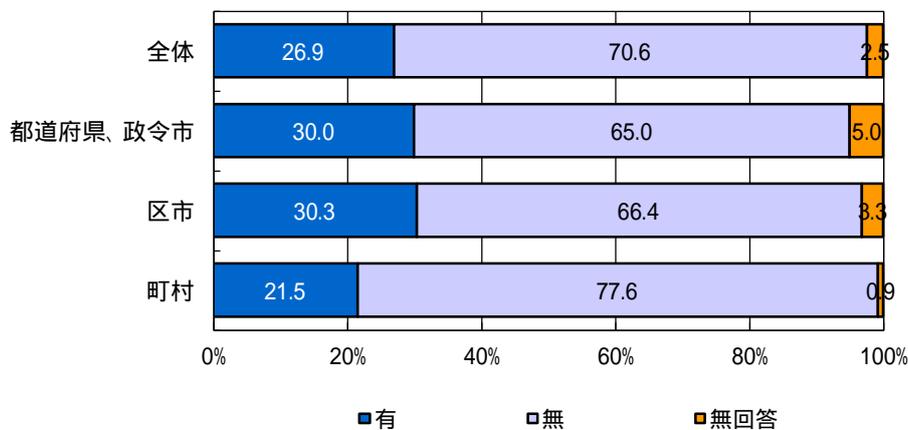


図 4 7 . 環境配慮契約実績の把握 (建築物設計)

産業廃棄物処理

表55.環境配慮契約実績の把握(産業廃棄物処理)

団体分類	件数	有	無	無回答
全体	187	25.1	72.7	2.1
都道府県、政令市	9	22.2	66.7	11.1
区市	120	29.2	69.2	1.7
町村	58	17.2	81.0	1.7

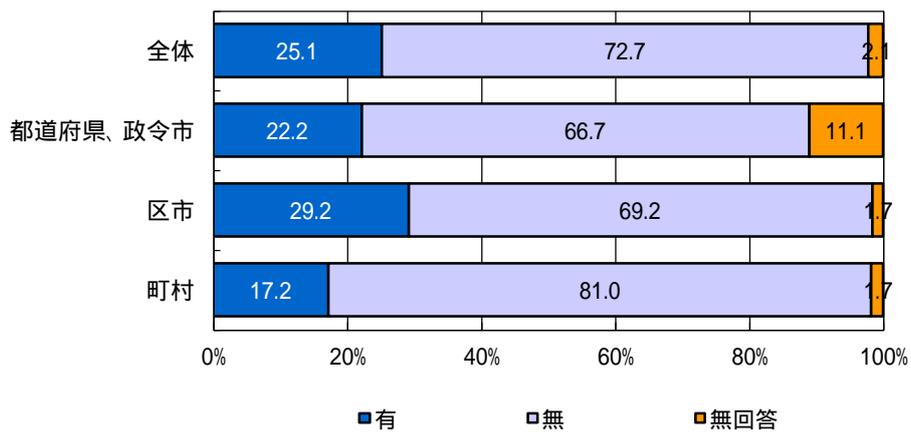


図48.環境配慮契約実績の把握

3-2-10 環境配慮契約の効果及びその定量把握（問4 - 10）

環境配慮契約の効果

「契約案件が有り、環境配慮契約に取り組んでいる」と回答した555団体に、環境配慮契約の効果を確認したところ「温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果」、「トータルコストの縮減効果」等が挙げられた。都道府県・政令市では、「温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果」が36.6%と高い一方で、「わからない」と回答した団体も26.8%を占めている。

表56. 環境配慮契約の効果

団体分類	件数	温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果	トータルコストの縮減効果	職員の意識啓発効果	企業の環境意識の向上	わからない	その他	無回答
全体	555	13.0	9.9	7.9	2.7	49.9	0.7	27.7
都道府県、政令市	41	36.6	26.8	29.3	19.5	26.8	-	9.8
区市	324	13.3	10.8	7.4	1.9	46.9	0.9	29.6
町村	190	7.4	4.7	4.2	0.5	60.0	0.5	28.4

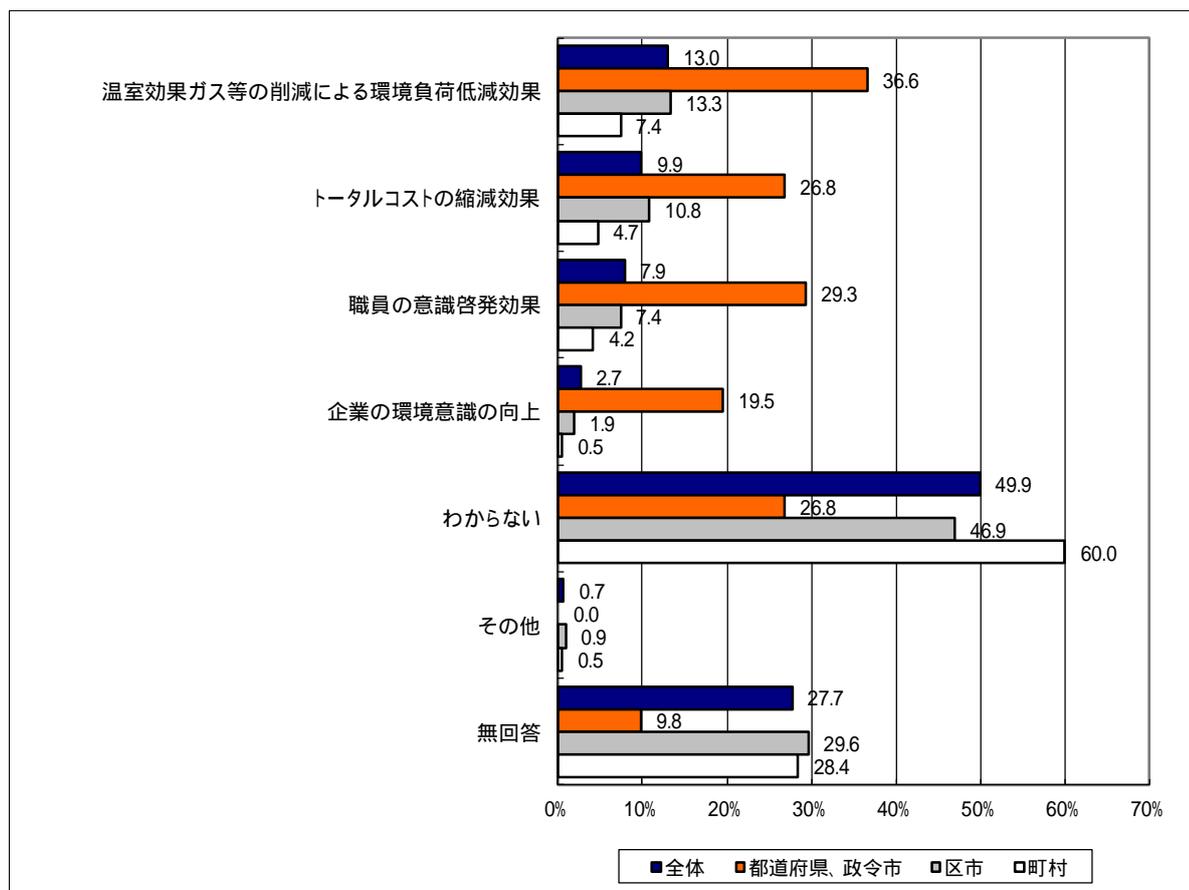


図49. 効果把握事例

環境配慮契約の定量把握

「契約案件が有り、環境配慮契約に取り組んでいる」と回答した 555 団体に、環境配慮契約の定量把握の状況を確認したところ、「温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果」、「トータルコストの縮減効果」が挙げられた。

都道府県・政令市では、環境配慮契約の定量把握が 4 割程度にとどまり、約 2 割が「わからない」と回答している。環境配慮契約の定量把握のための手法事例等を検討し、公表していくことが必要と考えられる。

表 57. 環境配慮契約の定量把握の状況

団体分類	件数	減温室効果による環境負荷の低削	減温室効果による環境負荷の低削	トータルコストの縮減	職員の意識啓発効果	企業の環境意識の向上	わからない	その他	無回答
全体	555	6.1	4.0	0.4	1.1	40.7	0.7	50.8	
都道府県、政令市	41	19.5	12.2	2.4	4.9	24.4	-	53.7	
区市	324	7.4	4.6	0.3	0.9	38.3	0.9	51.5	
町村	190	1.1	1.1	-	0.5	48.4	0.5	48.9	

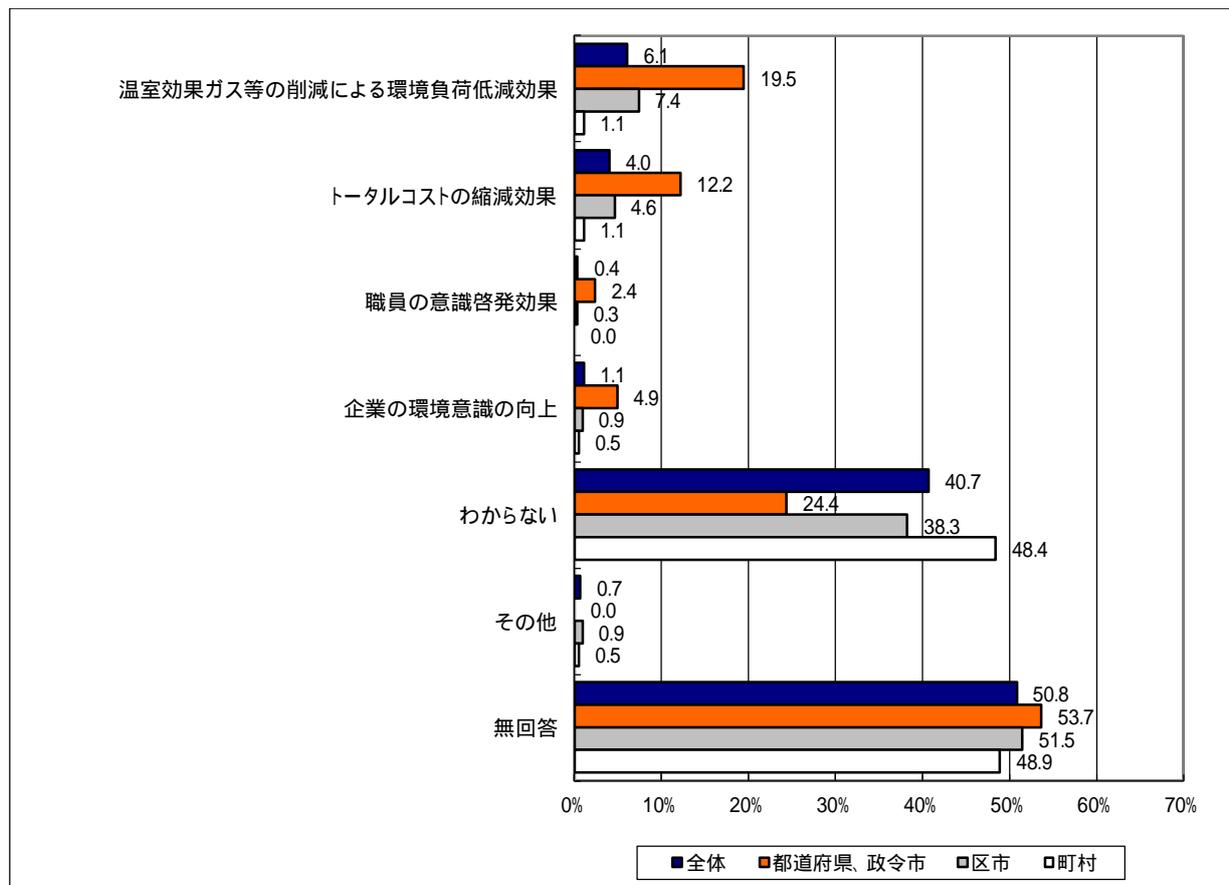


図 50. 環境配慮契約の定量把握の状況

3-2-11 定量効果の把握における具体的な方法（問4 - 11）

具体的な方法としては、電気では、PPS に変更したことによる従来の一般電気事業者との温室効果ガス排出量の差を算定する事例や、ESCO 事業によるエネルギー使用量や光熱水費の削減効果を算出する事例が挙げられる。

また、分類ごとの効果把握だけでなく、福井県勝山市のように入札時における事業者選定に際して、環境への取組を評価項目とするなどの地方公共団体の独自の環境配慮契約の取組も行われている。

表58. 定量効果の把握における具体的な方法

都道府県	市区町村	方法
北海道	ニセコ町	1. 購入電力量と水力発電のCO ₂ 排出係数。2. 電力料金の過去分との比較。
北海道	南幌町	南幌町地球温暖化対策実行計画の中で、温室効果ガス（CO ₂ ）削減の取組を行っている
茨城県	稲敷市	エネルギー使用料のCO ₂ 換算
茨城県	美浦村	職員からの意見聴取
栃木県	栃木県	栃木県地球温暖化対策実行計画において目標を定め、温室効果ガス排出量を把握している。
栃木県	足利市	ESCO事業については、蛍光灯からLEDにした際、削減した電力量にCO ₂ 削減係数を乗じて削減量を把握している。ただし、契約については、平成26年度から10年間の契約を交わしているため、ESCO事業に係る契約については回答していない。
栃木県	鹿沼市	エクセルへの入力
群馬県	群馬県	ESCO事業報告書。電力入札額。
埼玉県	埼玉県	事業者（契約者）に定期的に削減効果の報告を求めて確認している。
埼玉県	春日部市	契約変更による効果の試算
埼玉県	小川町	特定電気事業者からの電力購入により、時間ごとの使用電力量が把握できるようになり、節電への取組がやり易くなった。また、各施設の電力使用量の削減に繋がった。
東京都	千代田区	電力の供給を受ける契約について、調整後排出係数等を基に入札参加希望事業者を評価し、一定の点数以上の事業者に入札参加資格を与えている。導入による効果については、十分に把握できていない。
東京都	中央区	電気使用量から温室効果ガス排出量を算出している。
東京都	新宿区	毎年、区有施設のエネルギー使用量及びごみ排出量等について集計し、温室効果ガス排出量を算定している。
東京都	台東区	台東区地球温暖化対策推進実行計画における対象施設のエネルギー使用量による温室効果ガス算定。
東京都	大田区	【電気の供給を受ける契約】旧一般電気事業者である東京電力比較し、その効果を算定している。

東京都	中野区	電気使用量から算出されるCO ₂ 排出量の把握
東京都	北区	環境省発表の温室効果ガス排出係数を用いて算定している
東京都	板橋区	温室効果ガス：各施設の電気使用量に、各施設等が契約している電気事業者のCO ₂ 排出係数を乗じて、温室効果ガス排出量を算出し、効果等を把握している。
東京都	八王子市	エネルギーの使用の合理化等に関する法律に係る調査にて、各所管へ照会し確認している。
東京都	武蔵野市	従来契約との比較。
東京都	町田市	PPSとの電気需給契約では、東京電力と契約した場合との料金の差額がわかる。また、入札参加資格要件として、「一般電気事業者及び特定規模電気事業者の供給に係る電気の実排出係数及び調整後排出係数」のうち、「調整後排出係数」が環境省が公表している「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」に基づく代替値未満であることを求めている。
東京都	日野市	電気の供給を受ける契約において、使用量が数値で把握できるため、従来とのコスト比較ができる。
東京都	東久留米市	各所管課におけるエネルギー使用量の報告。
東京都	あきる野市	「温室効果ガスの削減による環境負荷低減効果」及び「トータルコストの縮減効果」については、地域電力会社である東京電力㈱であった場合と実際に契約した新電力（特定規模電気事業者（PPS））の、それぞれのCO ₂ 排出係数及び単価を用いて、実際に使用した電力量を基にして、定量的な効果を把握している。
神奈川県	横浜市	電力・都市ガス消費量の実績。設備機器仕様からの省エネ効果等算出。ESCO事業においては省エネルギー効果を、定量的数値に基づき確認する関係者会議（計測検証会議）を定期的を実施し、把握している。
神奈川県	鎌倉市	【ESCO事業に係る契約】環境負荷低減効果については、当市が委託契約を行っているESCO事業者の報告事項としている。トータルコストの縮減効果については、維持費用（電気料）の各月の支払いにより、定量的に把握している。
神奈川県	厚木市	電気の排出係数と使用量から把握している。
新潟県	新潟市	契約担当課からの契約結果，エネルギー使用実績等の報告
新潟県	五泉市	年間のエネルギー使用量の集計を行っている
富山県	富山県	年間の電力、重油、ガス使用量を把握（ESCO導入施設では、光熱費も把握）
福井県	勝山市	総合評価落札方式による入札案件で、事業者の環境美化活動を評価項目として取り扱っている。
長野県	千曲市	数値として把握するのが困難
愛知県	愛知県	各所属に照会した契約実績を基に、温室効果ガス排出量を算定
愛知県	蒲郡市	実績が無い。
愛知県	知立市	定量的な把握については、不明であり把握していない。
三重県	四日市市	落札業者と中部電力（株）の二酸化炭素排出量と電気料金を計算している。
滋賀県	大津市	二酸化炭素の削減量については、平成27年度とそれ以前の入札落札業者との二酸化炭素排出係数を用いて算出した二酸化炭素の排出量の比較により、把握して

		いる。トータルコストについては、平成27年度とそれ以前の入札落札業者との落札額及び支払った電気使用料金の比較により把握している。
大阪府	堺市	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に基づき算定し、把握をしている。
奈良県	奈良県	入札参加企業が年々増加している。(H23 3社 H28 8社)
和歌山県	橋本市	省エネ法に基づく定期報告書
岡山県	備前市	電気使用量の推移について、各部署にて把握を行っている。
徳島県	美馬市	光熱水費等(主に電気)の使用料及び使用量の調査。省エネ法に係る定期報告書を提出する基礎調査としても、各部署から光熱水費等使用量・使用料について集計シート(Excel)により回答を得ている。